

第10回社会保障審議会年金部会、  
第30回社会保障審議会企業年金・個人年金部会  
合同開催 2023年12月11日

資料 3

## 年金広報と年金教育の取組について

厚生労働省 年金局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 目次

- 1 年金広報のあり方
- 2 生涯を通じた年金教育の取り組み
- 3 社会保険適用拡大広報
- 4 公的年金の見える化
- 5 私的年金の広報・見える化
- 6 諸外国における年金広報
- 7 我が国の年金広報に対する国際評価
- 8 年金部会及び企業年金個人年金部会における「議論の状況」

# 1 年金広報のあり方



# 年金広報に関する年金部会における「議論の整理」(令和元年12月)

## 年金広報のあり方

- 働き方の多様化、高齢期の長期化が進む中、老後の所得保障や退職後の生活設計の情報に対するニーズは高まっている。年金制度については、広報媒体の多様化や世代の特性も踏まえつつ、様々な媒体を適切に用いた周知を行いながら、正しい情報を正確に伝え、関係者の理解を得ていくことが重要である。
- 年金に関して様々なウェブサイトがあることで、かえって知りたい情報にアクセスすることが難しいとの指摘もあったことから、2019(平成31)年4月、厚生労働省ホームページ上に、ライフイベントごとに必要な年金情報が整理されたサイトである「年金ポータル」が開設されたところであり、引き続き広報の充実・強化に取り組むとともに、戦略的な広報展開を検討すべきである。

## 生涯を通じた年金教育

- 個別の制度の仕組みや個々人の状況の情報提供にとどまらず、誰もが人生を歩んでいく上で避けることのできないリスク(年金制度の場合は稼得能力の喪失)に対して、社会全体で連帯して備える社会保障制度という大きな枠組みの中で、貯蓄ではなく保険の考え方を基本に構築されている年金制度の意義や位置付けを理解してもらうことも重要であり、子どもの頃から生涯を通じた年金教育の取組を進める必要がある。

## 被用者保険の適用拡大

- 短時間労働者に対する適用拡大を進めるに当たっては、被用者保険加入によるメリットへの理解を十分に広めながら取り組むことが望まれる。
- 企業が従業員への説明に使えるよう、または労働者本人が自ら被用者保険加入のメリットを実感することができるとともに、自らの適用状況が適切であるかを確認できるよう、非専門家でも理解しやすい説明ツールを整備することも必要である。

## 年金の見える化

- 高齢期の生活は多様であり、それぞれの方が望ましいと考える生活水準や、働き方の希望、収入・資産の状況なども様々である。公的年金制度に関する関心内容として「自分が受け取れる年金はどのくらいか」が最も高くなっており、制度自体の広報・周知に加えて、個々人の老後の公的年金の支給額等がいくらとなるか若い頃から見通せるようにすることが、老後生活や年金に対する不安を軽減するためにも重要である。次期制度改正で、高齢者が自身の就業状況等に合わせて年金の受給開始時期の選択肢を60～75歳までに拡大することも踏まえれば、その必要性は一層高まる。こうした観点から、これまでも「ねんきんネット」による年金見込額試算の充実などが取り組まれているが、さらに、公的年金、私的年金を通じて、個々人の現在の状況と将来の見通しを全体として「見える化」し、老後の生活設計をより具体的にイメージできるようにするための仕組みを検討すべきである。

# 年金広報に関する企業年金個人年金部会の「議論の整理」（令和元年12月）

## 私的年金広報のあり方

- 制度の見直しのほか、制度の普及に向けた広報・教育の充実も重要である。今回の制度の見直しに当たっても、分かりやすい広報・周知に努めるべきである。なお、制度の実施時期については、周知期間やシステム改修等に必要となる期間を十分に考慮し、施行に向けて万全を期すべきである。

## 年金の見える化

- このほか、個々人の実態に応じて将来設計を考える上では、公的年金、退職金や企業年金、iDeCoやNISAなどの資産形成手段などについて、個々人の現在の状況と将来の見通しを全体として「見える化」していくことも重要である。自分自身の状況が全体として「見える化」されることで、自らの望む生活水準に必要な資産や収入が足りないと思われるのであれば、個々人の状況に応じて、就労、支出の見直し、資産形成・運用などに取り組むことが可能となる。

# 年金広報のあり方に関する取り組み

## 年金広報検討会の設置

厚生労働省年金局長が招集した有識者等から構成する「年金広報検討会」では以下の論点について、検討を行い年金広報を実施。

- (1)年金広報・教育に関する各種事業
- (2)平均寿命の伸長化や働き方の多様化等を踏まえた今後の年金広報のあり方

### 主な検討課題

- 「人生100年時代」において、人々は教育・仕事・引退等、マルチステージの人生を送るようになる。また、老後期間の長期化等に備え、引退後の所得について公的年金と企業年金、個人年金等を適切に組み合わせていく必要がある。さらに、公的年金に対する国民の信頼感の向上を図るとともに、情報の受け手である国民の目線に立った分かりやすい年金広報の実施が求められている。
- 個別の年金広報事業のほか、現状や課題を踏まえた今後の年金広報のあり方の検討に関して技術的な助言を得るため、公的私的年金の専門家、DX、マーケティング、PR、デザイン、リスクコミュニケーションの有識者等からなる本検討会を開催する。

### 構成員

- 上田憲一郎 帝京大学経済学部経営学科 教授
- 太田 英利 株式会社データ・ワン 代表取締役社長
- 佐久間智之 株式会社PRDESIGN JAPAN 代表取締役社長
- 殿村美樹 株式会社TMオフィス 代表取締役
- 富永朋信 株式会社 Preferred Networks 執行役員
- 原佳奈子 株式会社TIMコンサルティング 取締役
- 森下郁恵 株式会社宣伝会議『ブレイン』編集長
- 山口真一 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター  
准教授
- 横尾良笑 実利用者研究機構 理事長

### これまでの議論（全18回）

1. 年金広報計画  
(年金局、日本年金機構、国基連、企年連、GPIF)
2. 年金広報コンテスト、学生との対話集会
3. 年金ポータル
4. 年金の「見える化」Web
5. 年金生活者支援給付金
6. 被用者保険適用拡大
7. 一緒に検証！財政検証
8. 年金マンガ、年金クイズ動画

# 年金広報の方向性

年金広報をめぐる環境変化を踏まえつつ、一人ひとりの選択を支援し、適切な行動を促す役割を果たすためには、今後、年金広報の改善に取り組んでいく必要

## 1. 技術革新への対応、きめ細かさ・わかりやすさの改善等

- ・ 適切な選択に資するような、わかりやすい広報を追求
- ・ 新しい手法の活用等により、一人ひとりの多様な状況（世代や職業など）にきめ細かく対応した情報提供等を実施し、さらに行動を支援

## 2. 公的年金と私的年金を合わせた総合性の強化

- ・ 公的年金・私的年金やその他の資産形成手段について、幅広く情報を提供し、自分に相応しいものを選択できるようにする
- ・ 行政内部だけでなく金融機関なども含めて、連携体制の構築を図る

## 3. エビデンスに基づいた広報のあり方

- ・ 一人ひとりのニーズを正確に把握した適切な行動につなげる

## 4. 効果把握・PDCAサイクルの強化

- ・ 広報が適切な選択・行動につながったかを把握し、PDCAによって絶え間なく手法等を改善

# 令和元年の「社会保障審議会年金部会における議論の整理」を踏まえた年金広報に関する令和5年度の取り組み

## 生涯を通じた年金教育

### 1 若年世代向け参加型広報

#### ■「年金動画・ポスターコンテスト」

次代を担う若い世代と一緒に年金について考えることを目的に「年金動画・ポスターコンテスト」を開催しています。※令和5年度より名称変更

<第5回年金動画・ポスターコンテスト大臣賞受賞作品>

グラフィック・ポスター部門 (小・中学生の部/一般の部)      ショート動画部門

表彰式



#### ■「学生との年金対話集会」

学生と厚生労働省(年金局)職員が年金をテーマに語り合うことを通じて、みなさまのご意見を年金広報活動の改善につなげています。



#### ■「こども霞ヶ関見学デー」

毎年夏休みに、こども達に向けて、年金について楽しく学んでいただくプログラムを開催しています。



令和5年度は、伊沢拓司さんを講師に迎え、対面・オンライン合わせ約140名のお子様、保護者に参加いただきました。

### 2 新たな学習教材の開発

小学生向け

中学生向け

大学生以上向け

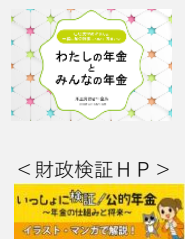
<学習マンガ>



<クイズ動画>



<学習教材>



<財政検証HP>



## 被用者保険の適用拡大

令和4年10月施行の社会保険の適用拡大について特設サイト、ガイドブック、チラシ、動画などの広報コンテンツを開発し、インターネットによる情報発信や「専門家活用支援事業」などを実施しています。

<特設サイト>



<ガイドブック>



## 年金の見える化

①令和2年改正年金法を分かりやすく周知すること、②働き方・暮らし方の変化に伴う年金額の変化を「見える化」することを目的として、令和4年4月からねんきん定期便に付される二次元コードも活用できる「公的年金シミュレーター」を公開しました。5年8月時点で約370万件試算されています。





## 2 生涯を通じた年金教育の取り組み

# 生涯を通じた年金教育の取り組み① こども霞ヶ関見学デー

「こども霞ヶ関見学デー」は、霞ヶ関に所在する文部科学省をはじめ、各府省庁等が連携し、所管の業務説明や関連業務の展示等を行うことにより、夏休み期間中に子供たちに広く社会を知ってもらうこと、政府の施策に対する理解を深めてもらうこと、活動参加を通じて親子の触れ合いを深めてもらうことを目的とした取組であり、多くの子供たちと年金について楽しく学ぶイベントを開催。(コロナ禍では中止)

## 令和4年度の取り組み

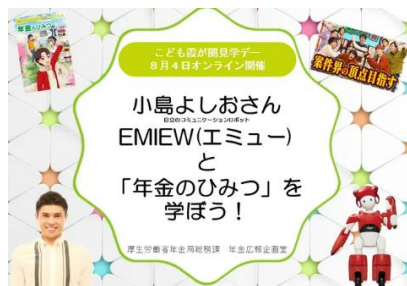
### ■ 概要

日時:8月4日(水)14:00~15:00

ゲスト:小島よしお氏  
日立のコミュニケーションロボット・EMIEW(エミュー)

対象:3歳以上の未就学児、小学生、中学生、および保護者

参加数: オンライン・約84件



## 令和5年度の取り組み

### ■ 概要

日時:8月2日(水)10:30~12:00

ゲスト:伊沢拓司氏(QuizKnock)

対象:3歳以上の未就学児、小学生、中学生、および保護者

参加数:対面・保護者を含めて約100名、オンライン・約40名



# 生涯を通じた年金教育の取り組み②

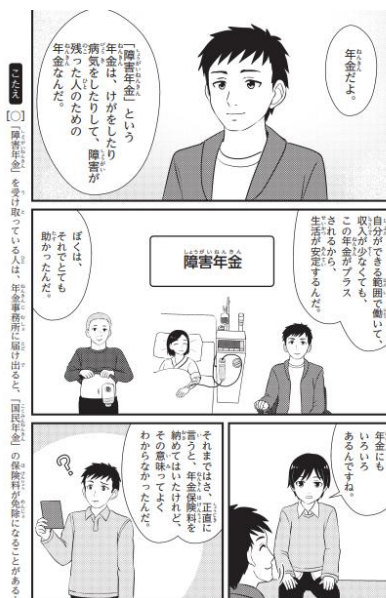
## 「学研まんがひみつ文庫 特別編 年金のひみつ」

若い世代に年金制度について考える機会を提供するため、学生との年金対話集会やこども霞が関見学デー、年金広報コンテスト等の年金教育・広報活動を実施している。また、地域展開事業の中で、個々の年金事務所の創意工夫により幼稚園児や小学生等を対象とした年金を題材とした塗り絵コンテスト等を実施しており、子ども達が、公的年金制度を楽しく学ぶための年金教育教材を制作し、電子書籍として掲載するとともに、全国の小中学校及び公立図書館に配本している。

### 概要

配信日:2022年7月  
 閲覧数:12.5万回(2023年7月末時点)  
 配本数:小学校 19,569校  
           中学校 10,312校  
           特別支援学級 1,166校  
           公立図書館 3,297カ所

【ストーリー】  
 みんなは「年金」って、どんなものか知っている？小学5年生のショウタたちは、職場見学をきっかけに「年金」のことを、知ることになったよ。さまざまな人との出会いで、ショウタたちは「年金」が社会を支える大事な仕組みだと気づいたんだ。みんなも、ショウタたちといっしょに「年金」にふれてみよう！



# 生涯を通じた年金教育の取り組み③ 学生年金対話集会（開催概要）

## ■ 趣旨

学生と厚生労働省(年金局)職員が年金をテーマに語り合うことを通じて、学生が年金について考えるきっかけにするとともに、学生からの意見や指摘を今後の年金行政に活かす。

## ■ 概要

- ・全国各地の大学などで開催(対面/オンライン開催)
- ・年金制度の説明を行った後、座談会形式で年金をテーマに学生と職員が意見交換
  - 第1部(40分): 年金局職員から年金制度に関する説明
  - 第2部(50分): 数人のグループに分かれ、大学生と年金局職員が座談会方式で意見交換

### 第1部 導入講義

#### ■ 講義コンセプト: 「わたしの年金、みんなの年金」

【社会保障制度の枠組みにおける公的年金の意義】

- ・年金教育では、誰もが人生を歩んでいく上で避けることのできないリスクに対して、社会全体で連帯して備える保険の考え方を基本に構築されている年金制度の意義や位置付けを理解できる講義を提供。

【個々人にフォーカスした公的年金制度の意義】

- ・働き方の多様化、高齢期の長期化が進む中、老後の所得保障や退職後の生活設計の情報に対する個々人の備えに関する講義も提供

<学生対話集会 導入講義>



### 第2部 対話集会

#### ■ 対話コンセプト:

- 将来の年金制度を担う若手職員と学生の対話による相互理解の促進
- ・学生の皆様からの年金制度に対する素朴な疑問や将来に対する不安について、年金局において年金制度を実際に企画立案、事業運営を担う若手職員の視点からお答えし、若い世代間での相互理解を促進する

【学生の皆様からのよくある質問の例】

- ・年金の積立金は枯渇しないの？枯渇したらどうなるの？
- ・賦課方式を採用した理由、積み立て方式との違いは何か？
- ・iDeCoを利用する際のメリット、注意点はどのようなものか？

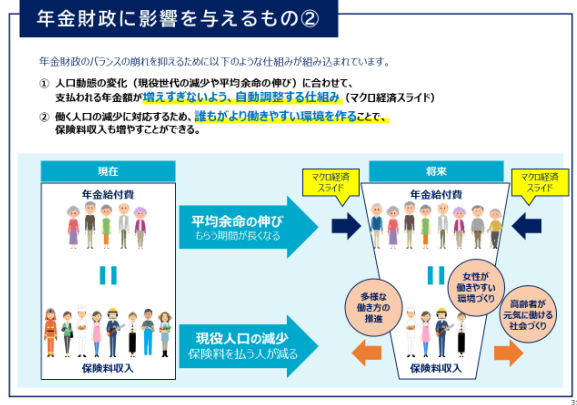
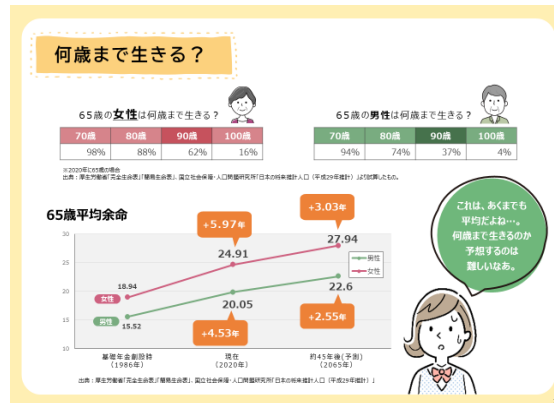
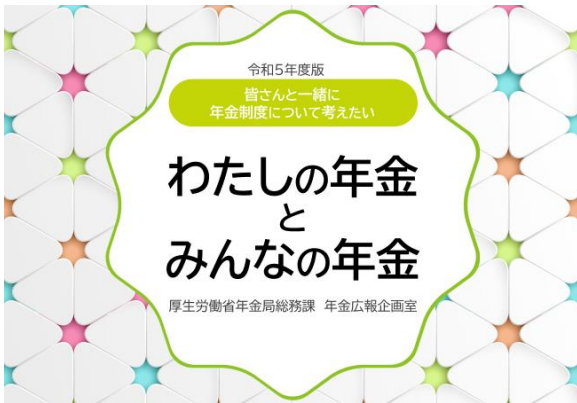
<学生対話集会>



# 生涯を通じた年金教育の取り組み④ 学生年金対話集会（資料）

学生年金対話集会では、学生の年金制度に対する理解が進むよう、年金制度やデータを視覚的に理解できるようインフォグラフィクスによる専用の資料を用いて、講演を行っている。

## インフォグラフィクスを活用した学生対話集会用資料



## アンケート結果抜粋

・講義のプレゼンテーション資料も可愛くてわかりやすかったし、対話集会での職員の方も笑顔で優しく話してくださいだったので驚きました。

・年金について全くと言っていいほど理解していなかったのですが、資料や話が分かりやすく、楽しく講義を受けることができました。省と聞くと堅いイメージがあったのですが、少し身近に感じることができました。

・大変見やすい資料と質疑応答の機会を設けてくださってありがたかった。年金などの硬そうな内容とデザインを組み合わせることでより触れてもらいやすくする工夫がされているということが、国民として嬉しかった。

・スライドの資料が非常にわかりやすく、またよく質問される事項（年金は本当に必要なのか、等）については私も疑問に思っていたところであったのですが、厚生労働省の方々のお話に説得力があり、非常に納得できました。

・スライドの資料を示しながら説明してくださったおかげで、話が頭に入りやすかったです。最後に質疑応答を行う時間も設けていただき、とても助かりました。

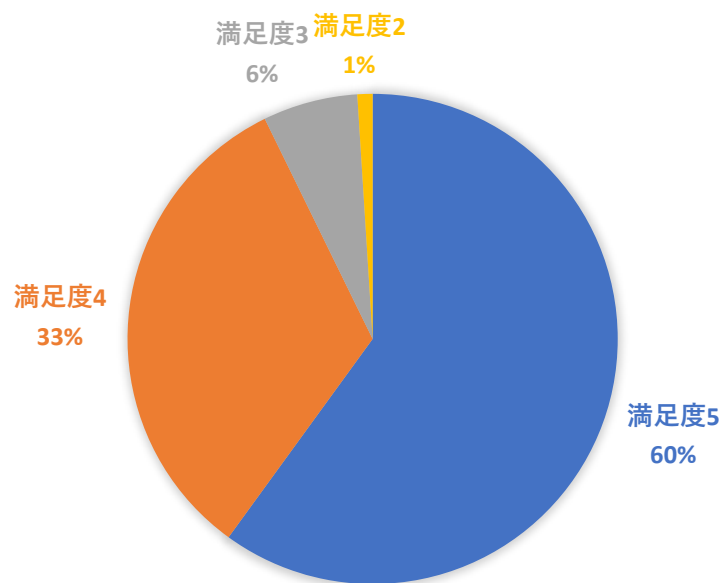
・配布された資料がすごくわかりやすく、年金がどのように決められているか理解することができたし、今後年金がもらえない可能性があるのではないかと不安を軽減させてくれた。

# 生涯を通じた年金教育の取り組み⑤ 令和4年度の実績について

## ■ 学生対話集会の出席者の満足度及び理解度

### 【満足度】

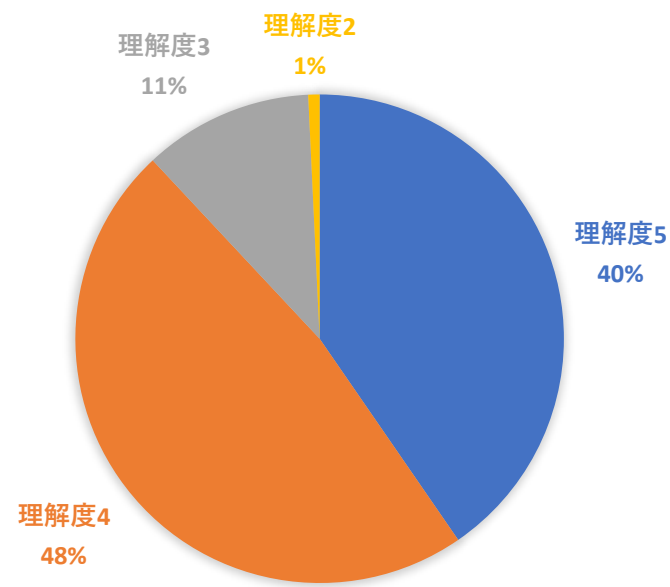
(不満) ←1-2-3-4-5→ (満足)



満足度5	240
満足度4	131
満足度3	25
満足度2	4
満足度1	0

### 【理解度】

(不十分) ←1-2-3-4-5→ (十分)



理解度5	162
理解度4	191
理解度3	45
理解度2	3
理解度1	0

# 生涯を通じた年金教育の取り組み⑥ 令和4年度の実績について

## ■ 学生年金対話集会の出席者からの主な意見

### 【わかったこと】

- 「年金」とは、高齢者の生活支援のための制度だというイメージが強く、20歳から年金を払うのは高齢者のためであり、自身の利益に繋がるのか疑念を抱いていたが、対話集会を経て、年金には障害年金や遺族年金など、我々大学生がすぐに利用できる制度が充実していることを知り、年金へのイメージが前向きなものとなった。
- 自分の世代は負担が重くなる一方でほとんどもらえないのではないかと漠然と思っていたが、マクロ経済スライドや積立金によって負担が無尽蔵に増えることがないことを新たに知りました。
- 年金制度の維持について、現状における人口の要素のみが関わるのではなく、経済や労働市場といった要素も絡むことから、社会の動き自体が年金制度と密接に関わることが分かりました。
- 年金支払いには前世代の積立金も利用されるということ。年金制度の改正について議論する際には年金部会という年金局以外の人も在籍する組織があるということ。
- 正直自分が年金をもらう頃には、もうもらえなくなっているのではないかと思っていたので、100年先までの財政見通しが作成されていることや、支払われる年金額が増えすぎないようにする仕組みについては初めて知りました。
- 年金制度が歴史的にかなり考えられて作られていることが分かった。時代と共に年金制度は変遷しており、現在はいくつかの過渡期の中の一つに過ぎないということだと理解した。

### 【もっと知りたかったこと】

- 人口減少による保険料の減少分は、積立金から得られる財源で賄う見込みとありました。この積立金は、少子高齢化の進展に伴い減少することはないのか知りたかったです。
- iDeCoや積み立てNISAのメリットとデメリット、どのようなライフスタイルの人にそれぞれが向いているのかが知りたいです。
- 年金額を賃金・物価額からマクロ経済スライド調整率を差し引いた改定率によって決めているという話があったが、その細かい計算方法が難しかったので、より詳しく知りたいと思った。
- 年金における国際情勢に詳しい方だったようなので、日本と世界の年金制度の違いについてさらに詳しいお話を聞いてみたかったです。大学生や若いうちから老後のために意識しておくの良いことを詳しく知りたいと思いました。
- 少子化によって将来支払う現役世代が減少しても年金がもらえるために今回の講義で説明されたこと以外でどのようなことをしているのか知りたかったです。また、私的年金についてももっと深く知りたかったです。そして厚生労働省での仕事の内容や仕事をしていてやりがいを感じるころや大変なところなどについてを知りたかったです。加えて、厚生労働省で働こうと思ったきっかけや厚生労働省で働くにはどんな勉強をすればなれるのか知りたかったです。
- 公的年金シミュレーターを実際に一緒に操作してみたかったです。

# 生涯を通じた年金教育の取り組み⑦ 学生との年金対話集会（開催実績）

## ■ 開催実績（令和元年度：大学6校、令和2年度：大学9校、令和3年度：大学24校、中学・高校4校、令和4年度：大学23校、中学・高校2校）

※開催日程順。年度内で重複のある大学は複数回開催。

### 令和元年度

愛知県立大学  
北海道大学公共政策大学院  
東北公益文科大学  
県立広島大学  
帝京大学  
大妻女子大学短期大学部

### 令和2年度

東北大学  
帝京大学  
熊本大学  
福岡大学  
愛知県立大学  
高崎経済大学  
東北公益文科大学  
成城大学  
横浜国立大学

### 令和3年度

名古屋大学  
一橋大学  
お茶の水女子大学  
上智大学  
北海道大学  
東海大学  
熊本大学  
帝京高等学校  
帝京大学  
市川市立第二中学校  
愛知県立大学  
愛知学院大学  
立教大学  
市川市立塩浜学園後期課程（中学校）  
成城大学  
盛岡大学  
角川ドワンゴ学園  
（N高等学校、S高等学校、N中等部）  
東北大学  
広島県立大学  
京都産業大学  
早稲田大学  
大妻女子大学短期大学部  
亜細亜大学  
福岡大学  
東北公益文科大学  
東京大学  
埼玉大学  
立教大学

### 令和4年度

関西大学  
盛岡大学  
東京都立東久留米総合高等学校  
一橋大学  
お茶の水女子大学  
東海大学  
北海道大学  
北海道大学公共政策大学院  
名古屋大学  
熊本大学  
日本女子大学  
帝京大学  
角川ドワンゴ学園  
（N高等学校、S高等学校、N中等部）  
上智大学  
東京経済大学  
東北大学  
亜細亜大学  
成城大学  
東北公益文科大学  
大妻女子大学短期大学部  
東北学院大学  
東京大学  
横浜国立大学  
福岡大学  
北海道大学公共政策大学院

### 令和5年度（～11月末時点）

北海道大学  
武蔵大学  
立教大学  
関西学院大学  
一橋大学  
東海大学  
盛岡大学  
名古屋大学  
お茶の水女子大学  
熊本大学  
九州大学  
相模女子大学  
日本女子大学  
北海道大学公共政策大学院  
北海道教育大学  
お茶の水女子大学  
帝京大学  
名古屋市立大学  
南山大学  
東北学院大学  
早稲田大学  
東北大学  
亜細亜大学  
北星学園大学  
北海道大学  
大妻女子大学短期大学部



# 生涯を通じた年金教育の取り組み⑧

## キャリア選択と公的年金・私的年金に関する年金教育のパイロット授業

令和5年度では、従来の年金教育を発展させ、多様な年金教育プログラムを構築することを目的として、キャリア選択と公的年金・私的年金について、パイロット授業を実施した。

### ■ 実施概要

#### ①日本女子大学での開催事例

日時：6月27日13:20-15:00

外部講師：岩城みずほ氏

「人生100年時代。自分のライフプランに合わせた資産形成を」と題し、平均寿命が男性よりも長い女性がライフ・キャリア・マネープランをどのように考えれば良いかや、資産形成のポイントなどを講義した。



#### ②帝京大学での開催事例

日時：7月21日14:45-16:15

外部講師：横川楓氏

「社会人になる前に知っておきたいお金の話」をテーマに、就職の際に知っておきたい給与の仕組みや、キャリア選択の際に注意しておきたいポイントなど、大学生のうちからできるお金との向き合い方について、わかりやすく講義した。



やさしいお金の専門家 横川 楓

社会人になる前に知っておきたい  
お金の話

2023.7.21(金)  
日本金融教育推進協会 代表  
横川 楓



### ■ 学生アンケート (抜粋)

- ・普通なら就職後にされるお話を、大学生の今のうちから聞いたことはとても貴重だったなと思います。
- ・老後のお金はあまり自由度がないと感じていたが、自分で選べることをたくさんあることを知ることができた。
- ・いつライフイベントでの出資があるか分からない中このように投資をとうしてお金を貯められることは良い事だなと思いました。
- ・今回の対話集会を終えて、公的年金をもとに私的年金を考えていくという発想は私には思いつかなかったため新たな発見だった。
- ・対話集会を通して、退職金についてそんなに多くもらえると知らなかったため驚いた。
- ・自分の人生について考え、いつどのくらいのお金が必要か踏まえた上で生活を送っていきたいと思った。

# 【参考】日本年金機構における取組

## 【オンラインによる年金セミナー】



大学生・高校生等に年金制度の意義や仕組みについて理解を深めていただくための「年金セミナー」を、各学校のニーズやご要望に応じてオンライン、対面、動画提供により実施

実施回数：3,488回（令和4年度）



## 【年金セミナー用動画 (DVD)】



対面やオンラインでの実施が困難な教育機関に対しては、「知っておきたい年金のはなし」「国民年金ってホントに必要なの！講座」のほか、「20歳になったら国民年金」、厚生労働省が作成した「年金クイズ」動画を収録したDVDを配布。また、これらの動画は、受講者の興味を惹くよう対面でのセミナーにおける冒頭のアイスブレイク等に活用。



年金セミナーや年金制度説明会の品質の向上を図るため、プレゼンテーションスキルを競い合うコンテストを実施〔令和5年2月〕

## 生涯を通じた年金教育の取り組み⑨ ソーシャルメディアの活用

2021年度より、著名なインフルエンサーとのコラボ動画を制作し、YouTuberを通じた広報を実施、全3部作で208万回視聴されている。第1作目では、年金制度の意義や年金財政に関する基礎的な考え方に関する内容を取り扱っている。

2021年3月

### YouTube動画『年金について日本一わかりやすく説明しようと思ったらこうなった』



公開日:2021年3月24日

視聴回数:93万回

高評価:2.6万回(高評価率 98.9%)

#### ■視聴者からのコメント(抜粋)

- ・以前障害年金の仕事してた時、若い時に年金払ってなくて受給できなかったって人何人もいて、年金制度を教えてくれる場面がなさすぎることに憤りを感じてたんだけど、ずっと感じてたモヤモヤを大好きなクイズノックが少しでも取り扱ってくれて嬉しかった… みんな、嫌だけど年金払おうね
- ・クイズノックにコメント読まれたいんじゃないかと！厚労省の方へ届け！こーゆー案件、どんどんください！すっごく勉強になります
- ・毎月引かれて悲しくなる年金保険をQuizKnockで楽しく学べるの最高！厚労省さんまたお願いします！
- ・めっちゃくちゃわかりやすい！ちょうど年金などについて調べてたところだったから、嬉しいし理解出来た！こういう色んな世代が世の中のことを学べる企画、沢山やって欲しいです！！(\*^^\*)
- ・22歳です。中学生くらいから見たかったな。
- ・若年層に人気あるQKがこういう動画をしっかりした提供で出してくれるの本当に大事！
- ・これをきっかけに若い子たちが興味を持てるのかなと思う。
- ・これ、学校の授業で流して欲しい。

# 生涯を通じた年金教育の取り組み⑩ ソーシャルメディアの活用

本動画では、老齢年金に関する受給資格や老齢年金の計算方法を紹介するとともに、公的年金シミュレーターの利用方法を取り扱っている。

2022年3月

## YouTube動画『東大生が年金について考えてみた【QuizKnock塾】』



公開日:2022年3月31日

視聴回数:60万回

高評価:1.3万回(高評価率 98.4%)

### ■ 視聴者からのコメント(抜粋)

- ・役所で年金を担当する地方公務員です。年金担当になってすぐにこの動画に出会いたかったくらい分かりやすくまとめられていて感動してます(👍)！年金について詳しくない学生にこそこの動画に出会ってほしい！！
- ・前日にこの動画を観ていたおかげで、4/1に封筒が届いてすぐ学生納付特例制度を確認したり、同じく4月生まれと同級生に相談されたときも慌てずに該当するホームページを教えられたりしたのでめちゃくちゃ感謝……！
- ・学校で教えてくれない常識の話を、QuizKnockが楽しい動画で分かりやすく説明してくれるのがすごくありがたい
- ・学校とかで配られるパンフレットとかじゃ難しいしよくわからないけどQuizKnockの動画面白いし興味が持てる
- ・後でいいや~と思ってた追納について調べてねんきんネットの登録まで爆速で済ませたのでQuizKnockはすごい
- ・社会人なってもなかなか年金について分からないことが多い。大切なのはわかってても、なかなか取っ付き難いから、こうやって知れてよかった。シミュレーター便利…
- ・「学生納付特例」とか「個人年金」とか「いくら貰えるからいくら自分で貯めなきゃ」という視点を与えてくれる須貝さんはMVP解答者。そして覆面算しなくて良いシミュレーターのありがたみ。
- ・次の年度の直前という最高に配慮されたタイミング 流石です。

# 生涯を通じた年金教育の取り組み⑪ ソーシャルメディアの活用

本動画では、障害年金、遺族年金にフォーカスし、受給要件を解説するとともに、年金制度が老後のためだけにある訳ではなく、現役に世代における様々なリスクを公的年金制度ではカバーしていることを解説している。

2023年3月

## YouTube動画 【助けてQuizKnock】悪魔スガイが乱入してきて年金講座が進まない



公開日:2023年3月31日

視聴回数:55万回

高評価:1.1万回 (高評価率 98.0%)

### ■ 視聴者からのコメント(抜粋)

- ・よく言う、自分たちが年寄りになったら年金もらえないかもしれないから納めるの損かもたかっていうあれは「そうじゃないよ！」ってしっかり分かる大事な情報でしたね。20歳になったその時から、次の日に必要になるかもしれないということをしっかり理解できる動画でとても良かった🍀受け取るためにはきちんと払いましょう☺️ですね！
- ・保険料の支払いをしていきましよう的な案件かと思いきや、障害年金を受け取れる可能性あるかもの話でちょっと感動です。受け取れるの知らなくて苦しい状況にある人に届いてほしい。
- ・数カ月越しのコメントになりますが、重い発達障害と抑鬱で、まともに仕事が出来ず困窮していた時にこの動画で「障害年金」の存在を知りました。国の制度の為、手続きはそれなりに大変で、時間がかかりましたが、つい先日、申請を終えることができました。
- ・障害手帳6級です。まず障害等級というものがあるのを初めて知りました。障害年金は諦めていたのですが、障害厚生年金というものがあるのも初めて知りました。自分が無知ただけですが、こうやってインフルエンサーの方が発信してくれることで自分のような人にも情報が届くのは大変助かります。
- ・一昨年に障害者手帳を取得したものの、障害年金については詳しくなく、申請についてはずっと二の足を踏んでいました。けれど、今回の動画をきっかけに近所の年金事務所に行き、障害年金の申請をすることにしました。きっかけをくださったQuizKnockのみなさん、ありがとうございました！

# 生涯を通じた年金教育の取り組み⑫ 中高生向け教育教材の開発

令和5年度中に、中・高等学校における家庭科、総合学習におけるライフプランと年金に関する新機軸の教育教材を制作中。

## ■ 内容

中・高等学校の授業で使用する教材・教員用台本等の製作、授業実施のための教材配信、教員への周知、授業後アンケートの実施等

## ■ 概要

内閣府が平成30年11月に実施した、「老後の生活設計と公的年金に関する世論調査」によれば、「公的年金制度の内容について、多くの方に理解してもらうためには、どのようなことが必要か」という質問に対し、45.7%の方が「学校における年金に関する授業の充実」と回答があった旨報告がなされた。

また、高等学校学習指導要領家庭編第4節「生活消費」によれば、「雇用や経済の変化が激しい社会、高齢化、ライフスタイルの多様化などにより、生涯を見通した長期的な経済計画の必要性が高まっていること、生涯を見通した経済計画を立てるには、事故や病気、失業、定年後の年金生活などを想定し、それらのリスクへの対応策が必要であることについて扱う。さらに、生涯賃金、収入の確保と支出、資金の運用と管理などの視点から長期的な金銭管理が必要であることを認識し、適切な家計管理ができるよう指導する。その際、税金、社会保険を含む社会保障制度とも関連付けて扱う。」とされているところ、学校教育において、ライフプランと年金制度を的確に学ぶためのコンテンツの提供が求められている。

これらの状況を踏まえ、中高生をはじめとする学生がライフプランと年金制度を学ぶため、当省がこれまで制作した年金クイズ動画を編集しWebページに埋め込んだ、年金教育特設サイトを制作し、学生用のワークシート、教師用の授業台本の製作を行うものとする。

### 3 社会保険適用拡大広報

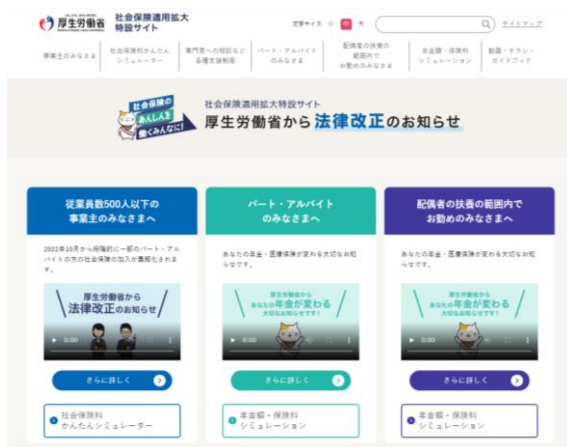


# 適用拡大に関する年金広報の取組み（社会保険適用拡大特設サイトによる周知）

第4回社会保障審議会年金部会  
(2023年5月30日開催) 資料3 抜粋

厚生年金が増加する額の目安をケース別にイメージできるよう、特設サイト、ガイドブック、チラシ、動画などの広報コンテンツを作成した。

## <特設サイト>



## <ガイドブック>



## <特設サイト・ガイドブック抜粋>

### ●ケースによる周知

**Case2 Bさん 35歳 スーパーマーケット パート(配偶者の扶養内)**

配偶者の扶養に入るため、年収130万円を超えないように就業調整しています。私の年金は、今回の法律改正によってどう変わるのでしょうか？

	[改正前]	[改正後]
年間給与	120万円	120万円
年金保険料	負担なし	9,000円(月額)
年金保険料		108,000円(年額)
増加する年金額		5,000円(月額)
		60,000円(年額)

※今後、10年間加入する場合

私の年金はどう変わるのでしょうか？

労働時間を延ばすと、私の年金はどうなりますか？

Bさんは、年収が120万円で、配偶者の扶養の範囲内で働いているので、年金保険料の負担がありません。今後は、厚生年金に加入し、保険料は月額9,000円で、10年間加入すると、年金額が月額5,000円増額されます。

年収が150万円になると仮定すると、保険料が月額9,000円から11,600円になり、増額される年金額が月額5,000円から6,400円になります。

### ●大まかな目安の周知

あなたの年金がどう変わるか確認してみましょう。詳しくはねんさんネットで確認ください。

老齢基礎年金 月額約65,000円(年額約780,000円) ※  
※国民年金に加入している場合  
※国民年金未納期間がある場合は、加入期間(40年未満)の年額は、国民年金に加入すると、年金を増やすことができます。

➕

➤増える報酬比例部分の年金額(月額)の目安

年間給与	120万円	150万円	200万円	250万円	300万円
1年	500円	600円	800円	1,000円	1,300円
5年	2,500円	3,000円	4,000円	5,000円	6,500円
10年	5,000円	6,000円	8,000円	10,000円	13,000円
15年	7,500円	9,000円	12,000円	15,000円	20,000円
20年	10,000円	12,000円	17,000円	20,000円	26,000円
25年	12,500円	15,000円	21,000円	25,000円	33,000円
30年	15,000円	18,000円	26,000円	30,000円	40,000円

➤年金保険料(月額)の目安

年間給与	120万円	150万円	200万円	250万円	300万円
保険料額	9,000円	11,600円	15,600円	18,300円	23,800円

※年金額及び年金保険料は概数であり、実際の金額とは異なります。



# 日本年金機構における被用者保険適用拡大に向けた周知の取り組み

## (1) 対象事業所の訪問による制度周知

令和6年10月の短時間労働者の適用拡大の対象となる可能性がある事業所（以下「対象事業所」という。）に対して、令和5年10月から訪問による制度周知を実施。従業員にも制度改正の内容を周知するよう事業主に依頼。施行後は、適正な届出が行われているか確認するため、対象事業所に事業所調査を実施予定。

## (2) 対象事業所へガイドブック等の送付

対象事業所に対して、令和5年12月に「適用拡大ガイドブック」等を送付。当該事業所のデータ抽出以降に対象となる可能性が生じた事業所に対しても令和6年に送付予定。



## (3) 専門家活用支援事業の実施

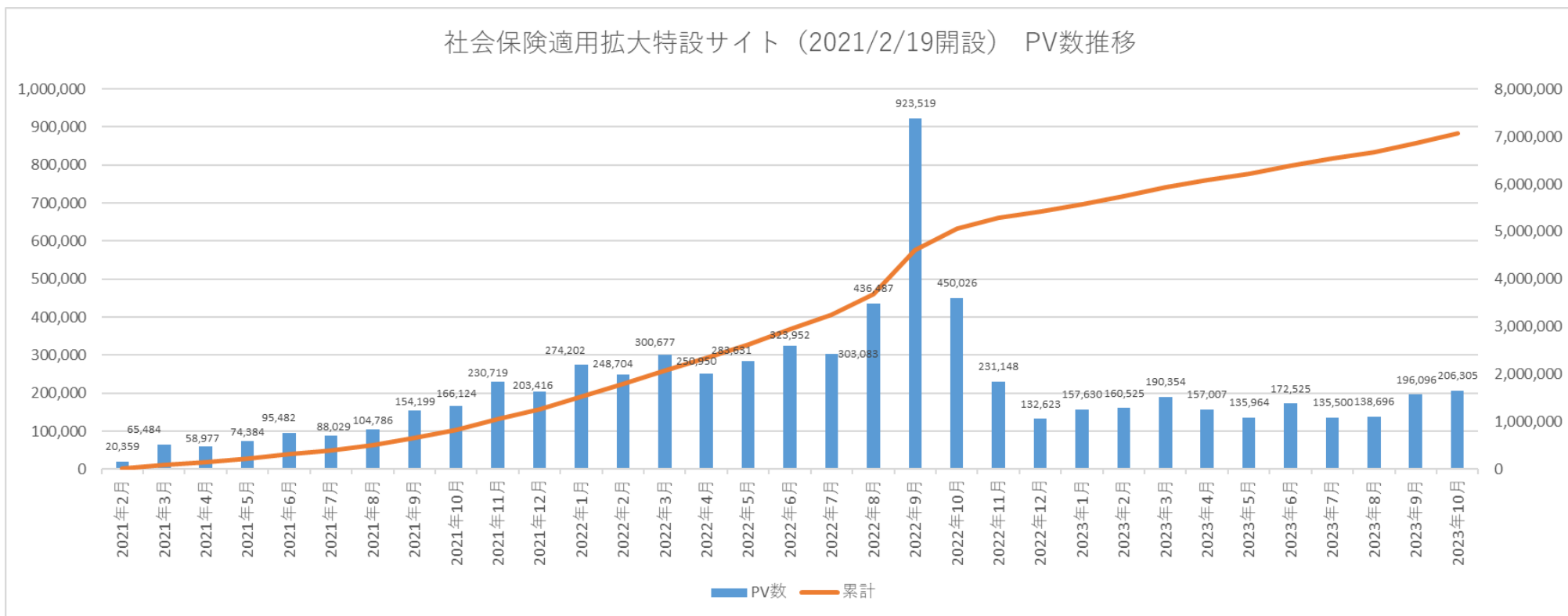
事業主や事業者団体からの依頼により、事業主・従業員の方向けの説明会や、適用拡大に関する相談に社会保険労務士等の専門家を派遣。

## (4) ホームページや事業主あてのお知らせでの周知

日本年金機構のホームページにおいて、適用拡大に関する情報をまとめたサイトを開設。毎月の納入告知書に同封する事業主あてのお知らせにおいて、適用拡大に関する記事を複数回掲載。

# 社会保険適用拡大特設サイト 閲覧数の推移

社会保険適用拡大特設サイトへの合計アクセス件数は、2021年2月19日のサービス開始以降、700万回に到達。当該ホームページの月間平均アクセス数は約21万回であり、制度施行月は約100万回のアクセスが行われている。



# 適用拡大に関する年金広報の更なる取組み (社会保険適用拡大に関する広報の充実)

第4回社会保障審議会年金部会  
(2023年5月30日開催) 資料3 抜粋

全世代型社会保障構築会議 報告書(抜粋) 令和4年12月16日

## (2) 取り組むべき課題

### ① 勤労者皆保険の実現に向けた取組

- 勤労者とその働き方や勤め先の企業規模・業種にかかわらず、ふさわしい社会保障を享受できるようにするとともに、雇用の在り方に対して中立的な社会保障制度としていく観点から、以下の課題への対応を着実に進めるべきである。

- ◆ 短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃
- ◆ 個人事業所の非適用業種の解消
- ◆ フリーランス・ギグワーカーについて
- ◆ 女性の就労の制約と指摘される制度等について
- ◆ 週労働時間20時間未満の短時間労働者への適用拡大
- ◆ デジタル技術の活用
- ◆ 被用者保険適用拡大の更なる推進に向けた環境整備・広報の充実

## 適用拡大に関する周知広報の進め方

### 好事例の収集

短時間労働者に対し、労働時間の延長や基幹従業員として従事させることにより、企業活動を活性化させた企業などから好事例を収集

### 検討会の実施

広報実務の専門家、雇用の現場に詳しい実務家などで構成した検討会を開催し、  
・ 広報コンテンツの内容  
・ 活用法  
の検討を実施

### 広報コンテンツの作成

検討会の意見を元に  
・ 労働者が被用者保険に適用されることによるメリット  
・ 事業主が短時間労働者を適用することに伴うメリット  
を实感できる広報コンテンツを作成

### 広報の実施

広範かつ継続的な広報・啓発活動を展開

# 「被用者保険の適用拡大に関する効果的な広報のためのアドバイザー会議」

## 設置趣旨

被用者保険の適用拡大(以下「適用拡大」という。)を推進するためには、新たに対象となる事業主や労働者に対して、被用者保険の適用に関する正確な情報や、そのメリットについて、分かりやすく説明し、理解を得ながら進めることが極めて重要である。

そのため、全世代型社会保障構築会議報告書(令和4年12月)において、いわゆる「就業調整」の問題に対しては、被用者保険適用に伴う短時間労働者の労働時間の延長、基幹従業員として従事することによる企業活動の活性化などの好事例を、業所管省庁の協力を得て積極的に集約するとともに、これらの好事例や具体的なメリットを労働者や事業主が実感できるような広報コンテンツやその活用法について、広報実務の専門家、雇用の現場に詳しい実務家などの参加も得た上で検討・作成し、業所管省庁の協力も得て広範かつ継続的な広報・啓発活動を展開するべきであるとされている。

これを踏まえ、適用拡大の更なる推進に向けた環境整備・広報の充実のため、適用拡大に関する企業の好事例を活用した広報のあり方について専門的・技術的な観点から助言を得るべく、有識者等からなる本会議を開催。

## 構成員

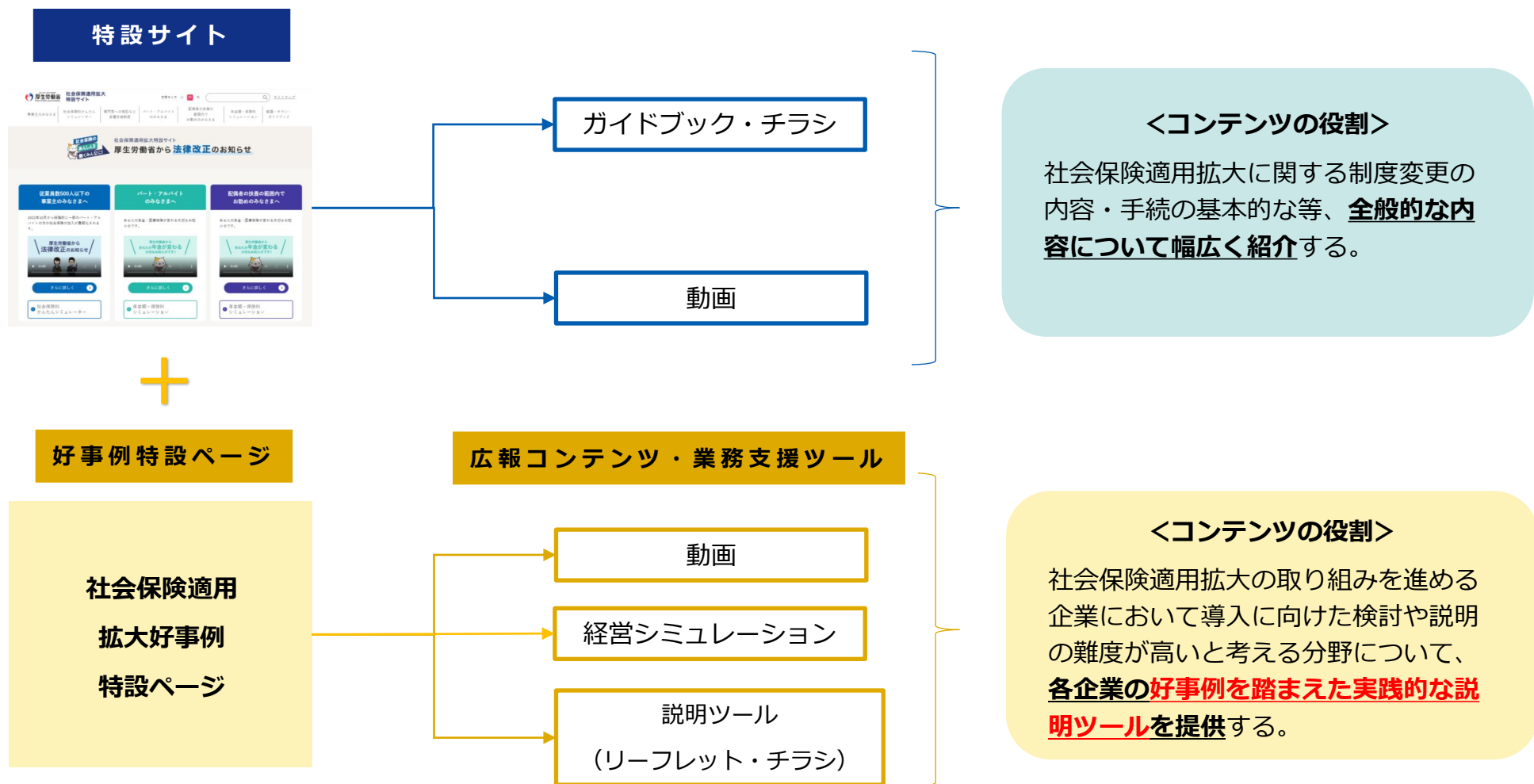
- 上田憲一郎 帝京大学経済学部経営学科 教授
- 宇佐川 邦子 株式会社リクルートジョブズリサーチセンター 所長
- 岡村 正昭 実利用者研究機構 CEO
- 佐藤 博樹 東京大学 名誉教授
- 佐藤 麻衣子 株式会社ウェルスプラン 代表取締役
- 島貫 智行 中央大学大学院戦略経営研究科教授
- 宮武 貴美 社会保険労務士法人名南経営 特定社会保険労務士
- 諸星 裕美 オフィスモロホシ社会保険労務士法人 代表社員
- 山口 真一 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 准教授
- 横川 楓 一般社団法人日本金融教育推進協会 代表理事

## 主な検討課題

- 以下の論点について、上記目的に沿って専門的・技術的な観点から検討し、助言を行う。
- (1)適用拡大に関する企業の好事例を収集するためのアンケート等の設計
  - (2)適用拡大に関する企業へのアンケート結果等の分析方法
  - (3)上記(2)を踏まえた効果的な広報コンテンツの製作方法等

# 好事例を踏まえた新たな広報コンテンツの制作について

現在、社会保険適用拡大特設サイトが運営されているが、これまでの多数のアクセスの結果、検索サイト上位に位置づけられており、アクセスの容易性を確保するため、新たに特設サイトを構築するのではなく、現行の社会保険適用拡大特設サイトを拡張し、好事例を踏まえた新たな広報コンテンツの提供を行う。



## 4 公的年金の見える化



# 公的年金シミュレーターの概要

「公的年金シミュレーター」は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールであり、2022年4月から運用を開始した。2023年4月には年金受給開始時点での税や保険料の大まかなイメージを表示する機能を追加した。

## ■ 公的年金シミュレーターの特徴

### 【簡単でスムーズな操作性】

- ・ID・パスワードは不要で、すぐに試算を始めることができます。「ねんきん定期便」の二次元コードを利用すれば、よりスムーズに入力が可能。検索サイトなどからのアクセスも可能。

### 【グラフを表示しながら試算できる】

- ・スライダーを動かすと年金額の変化が一目で分かる。

### 【データ管理も安心・安全】

- ・個人情報記録、保存されません。



## ■ 公的年金シミュレーターの使い方

**STEP 1** 「ねんきん定期便」の二次元コードをスマートフォンから読み込む

検索サイトなどからのアクセスも可能！

**STEP 2** 生年月日を入力し、「試算する」をタップ

「試算する」をタップ！

生年月日を入力！

**STEP 3** 将来の年金受給見込み額がパッと表示されます！

カンタンに条件変更が可能！

今後の年収 450 万円

直接入力

タップ

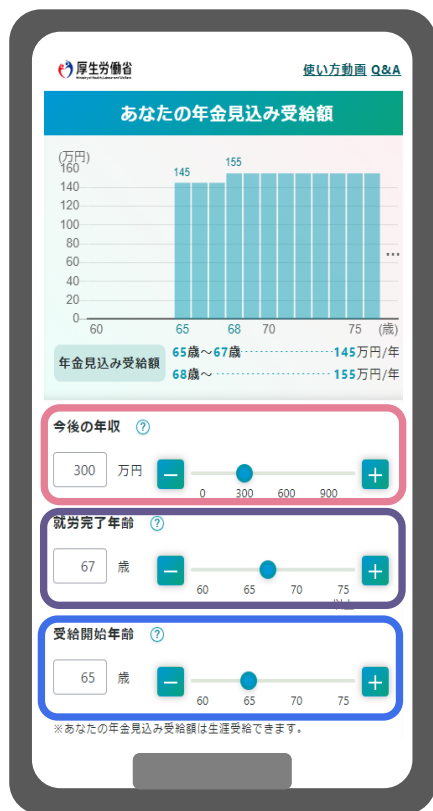
スライド

スライダーの移動や＋・－ボタンのタップ、数字の直接入力で、「今後の年収」、「就労完了年齢」、「受給開始年齢」が簡単に変更できます。

※最後に入力された年金の加入状況により、操作できるスライダーが異なります。

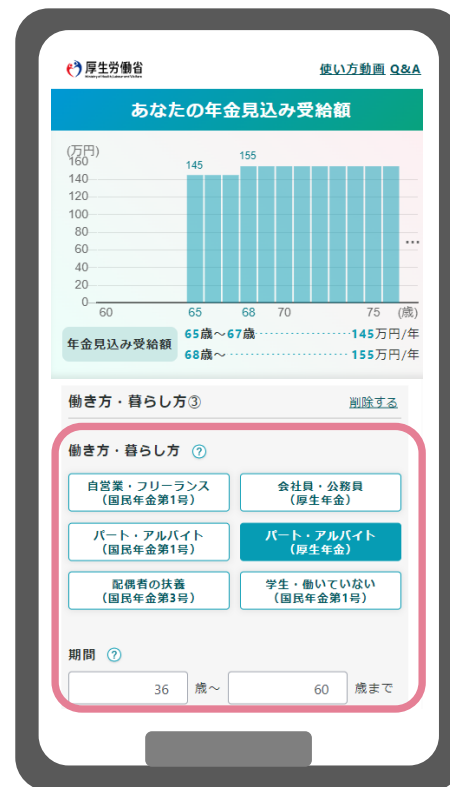
# 公的年金シミュレーターによる将来の年金見込み受給額試算について

「公的年金シミュレーター」は、将来受け取る年金見込み受給額を固定して表示するだけでなく、個々人の働き方暮らし方の変化による多様なライフコースに応じた様々なパターンの年金見込み受給額を簡単な入力で試算・表示することが可能。



年金見込み受給額試算の結果についてはグラフ及び数字で表現され、グラフ直下にあるスライダーを動かすと年金額がリアルタイムに変化し、一目でわかる。

将来受け取る年金見込み受給額を決定する3つの重要要素である「今後の年収」、「就労完了年齢」、「受給開始年齢」を変更することにより、将来受け取る年金額の増減を簡単に試算することが可能。



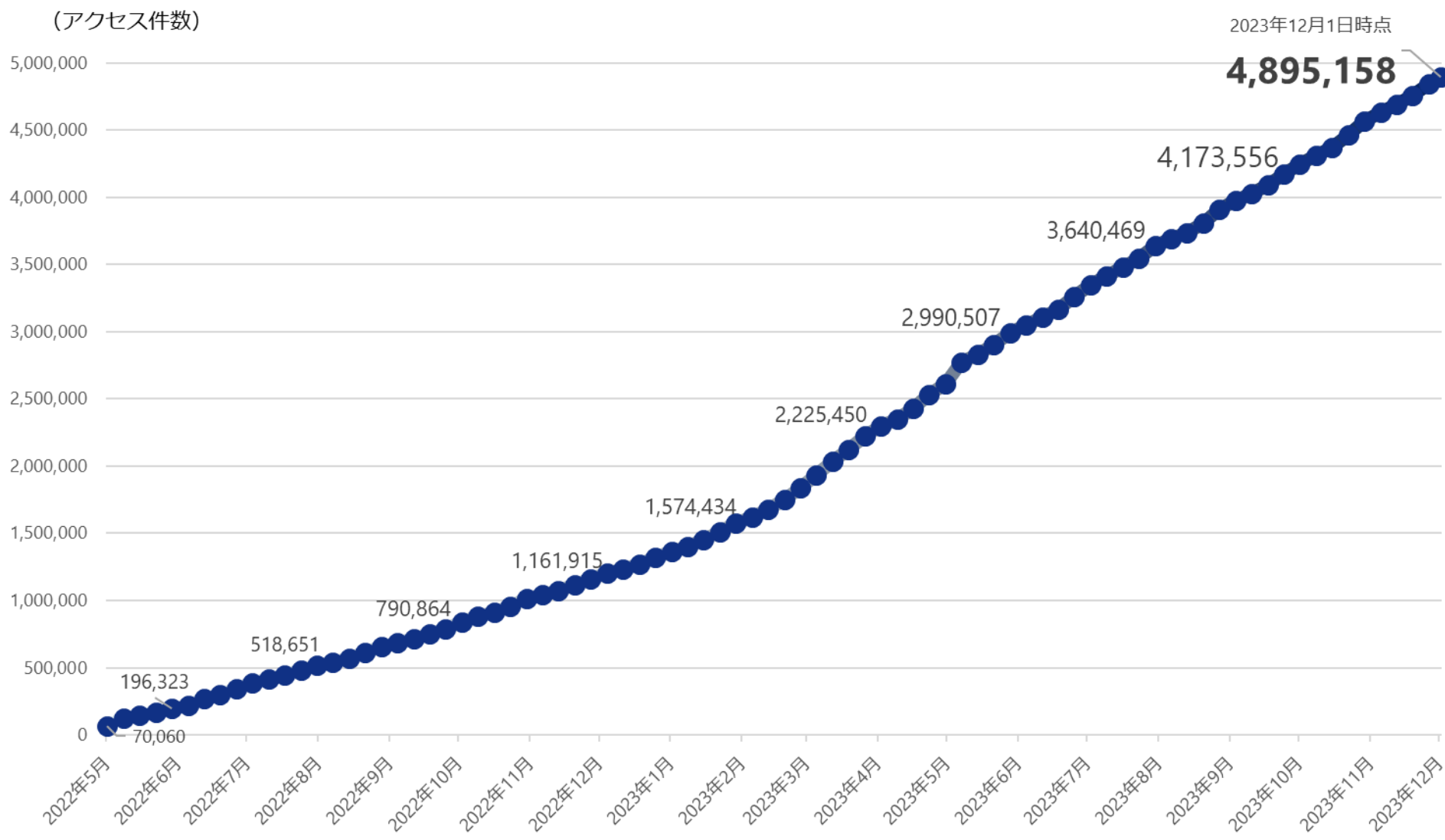
個々人の働き方・暮らし方による多様なライフコースに対応するため、働き方・暮らし方、働く期間、年収を直接入力し変更することにより、年金見込み受給額を試算することが可能。

(注) 公的年金シミュレーターは、年金額を簡易に試算することを目的としており、実際の年金額とは必ずしも一致しません。より正確な年金見込み額の確認をする場合には、日本年金機構の「ねんきんネット」の活用をご検討ください。



# 公的年金シミュレーターの利用状況

公的年金シミュレーターへの合計アクセス件数は、2022年4月25日の運用開始以降、順調に伸びており、480万回に到達。今後も、アクセス件数の伸びが想定される。



# 公的年金シミュレーターの民間企業における活用

公的年金シミュレーターは民間サービスとの連携を進展させることにより、民間事業者が運営するアプリ等で、簡便に自身の保有する金融資産や将来の年金受給見込み額を参照できるようになり、また、保有資産の分析・運用アドバイスなども、スマホ上で提供され、国民は簡便に資産の管理・運用ができるようになる。このため、厚生労働省では2023年7月から公的年金シミュレーターと民間サービスとの連携に向けて公的年金シミュレーターのプログラムを公開した。

## ■ 利用条件等

- ・「『公的年金シミュレーター』のソフトウェアのプログラム利用規約」への同意が必要。
- ・プログラム等利用者は、プログラム等の利用に係る企画書の案(任意様式)を提出。
- ・厚生労働省との事前打合せを経たのち、別添「利用申請書」によりプログラム等の利用申請を行う。
- ・利用申請を受けた厚生労働省は、民間事業者にプログラムを公開。

## ■ プログラムの公開状況

- ・ プログラムの公開件数 3件(2023年12月8日時点)



### ● 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版 (令和5年6月16日)

#### (7)金融経済教育の充実

広く国民に金融経済教育を届けていく。このため、運営体制の整備や設立・運営経費の確保に当たっては、政府・日本銀行に加え、全国銀行協会・日本証券業協会等の民間金融団体や経済関係諸団体等からの協力を得て、金融経済教育推進機構を設立するとともに、官民連携して、地方を含めた金融経済教育の推進体制を整備する。企業による社員への継続教育の充実や地方自治体による金融経済教育の実施と併せて、広く国民に訴求する広報戦略を展開するとともに、学校・企業向けの出張授業やシンポジウムの開催等、官民一体となった効率的・効果的な金融経済教育を全国的に実施する。

また、将来の年金受給見込額を簡便に試算できる「公的年金シミュレーター」について、民間サービスとの連携を進展させるため、プログラムを公開する。

### ● 資産所得倍増プラン (令和4年11月28日(月)第13回新しい資本主義実現会議)

#### <公的年金シミュレーターと民間サービスとの連携等>

本年4月に、将来の年金受給見込み額を簡便に試算できる「公的年金シミュレーター」の試験運用を開始した。今後は、民間サービスとの連携を進展させることにより、民間事業者が運営するアプリ等で、簡便に自身の保有する金融資産や将来の年金受給見込み額を参照できるようになり、また、保有資産の分析・運用アドバイスなども、スマホ上で提供され、国民は簡便に資産の管理・運用ができるようになる。

このため、今年度において、公的年金シミュレーターと民間サービスとの連携に関する運用実験を実施する。

### 保険会社向けの総合的な監督指針（令和5年6月） 抜粋

#### II．保険監督上の評価項目

##### II－4 業務の適切性

###### (3)法第294条の2関係(意向の把握・確認義務)

保険会社又は保険募集人は、法第294条の2の規定に基づき、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際して、顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行っているか。

###### ① 意向把握・確認の方法

意向把握・確認の方法については、顧客が、自らのライフプランや公的保険制度等を踏まえ、自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を適切に理解しつつ、その意向に保険契約の内容が対応しているかどうかを判断したうえで保険契約を締結するよう図っているか。そのために、公的年金の受取試算額などの公的保険制度についての情報提供を適切に行うなど、取り扱う商品や募集形態を踏まえ、保険会社又は保険募集人の創意工夫による方法で行っているか。

# (参考) 一般社団法人生命保険協会の取り組み

## ■ 生命保険会社・代理店の募集人向け解説資料

**老後に向けた資産形成をご検討中のお客さまへ**  
～老後の生活を支える公的年金制度(老齢年金)について～

公的年金制度に加入している人が、一定の年齢になった場合には、老齢年金を受け取ることが出来ます。老後に備えるためには、まず、ご自身が受け取ることのできる老齢年金の金額について把握した上で、老後生活に要する費用に照らして、不足する資金を計画的に準備する必要があります。

**1 老齢年金の仕組み**

日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入する国民年金から、「老齢基礎年金」が受け取れます。会社員・公務員等は、この老齢基礎年金に上乘せする形で厚生年金から、「老齢厚生年金」が受け取れます。

老齢厚生年金  
老齢基礎年金

受給対象者	自営業者 (学生・無職の方も含む)	会社員・公務員等	会社員・公務員等の 被扶養配偶者(専業主婦等)
-------	----------------------	----------	----------------------------

**2 受け取るための条件/受取年金額**

- 老齢基礎年金を受け取るためには、国民年金に最低10年間加入している必要があります(ただし、国民年金保険料の免除や猶予の制度があります)。受け取ることが出来る年金額は、40年加入の満額で795,000円/年(月あたり66,250円)です(加入期間や、年金の繰上げ・繰下げ受給等により変わります)。
- 老齢厚生年金を受け取るためには、老齢基礎年金の受給資格を満たすことなどがが必要です。受け取ることが出来る年金額は、加入期間や、在職中の平均標準報酬額(賞与含む)で個人差があります。

**3 老後の生活について**

**65歳の平均余命** 下表の通り、65歳の方の平均的な老後期間は約20年以上あります。(注1)

65歳の平均余命		65歳の平均余命	
男性	2021年	女性	2021年
約19.9年	84.9歳	約24.7年	89.7歳

**平均的な老齢年金** (注2)

会社員 専業主婦	老齢厚生年金 月額約14.6万円 (老齢基礎年金含む)	ご夫婦2人で 月額約20万円
専業主婦	老齢基礎年金 月額約5.6万円	

**平均的な老後生活費(夫婦二人世帯の例)**

平均的な 老後生活費(注3) 月額約25.5万円	ゆとりある老後を 送るために必要と 考える生活費(注4) 月額約37.9万円
--------------------------------	---

上記は平均値であり、受給開始年齢も人によって異なるため、ご自身(ご夫婦)の受取年金額と、思い描く老後生活に要する費用を踏まえ、生活資金がいくら不足するのか試算することが大事です。試算に当たっては生命保険会社等で試算ツールを用意している場合があります。また、受取年金額の試算については、厚生労働省が提供している「公的年金シミュレーター」も利用できます(ツールの詳細は厚生労働省のチラシ(注5)をご参照ください)。

(注1) 厚生労働省「簡易生命表」(令和3年)に基づき当会にて作成  
(注2) 厚生労働省「令和3年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」に基づき当会にて作成  
(注3) 総務省統計局「家計調査年報(家計収支編) 令和3年(2021年)」に基づき当会にて作成  
(注4) 公益財団法人生命保険文化センター「令和4年 生活保障に関する調査」  
(注5) 厚生労働省「公的年金シミュレーター-使い方ホームページ」  
○記載の内容は、令和5年4月現在の制度によります(令和5年度価格)。今後、制度の変更等に伴い、記載の内容が変わることがあります。

## ～公的年金制度(老齢年金)のワンポイント解説～

- 国民年金の加入対象者(=被保険者)は、下記の3種類があります。

被保険者の種類	対象者
第1号被保険者	・20歳以上60歳未満の国内在住者(第2号・第3号被保険者以外の全員) (例) 自営業者、農業・漁業従事者、学生、無職の方とその配偶者など
第2号被保険者	・会社員、公務員、教員など ※厚生年金にも同時に加入
第3号被保険者	・第2号被保険者に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者

- 国民年金を受け取るための条件について、具体的には下記の通りです。

年金の種類	対象者
国民年金	・受給資格期間(下記期間の合計)が10年以上あること ①国民年金、厚生年金、共済年金の保険料を納付した期間 ②国民年金の保険料を免除された期間 ③学生納付特例、納付猶予を受けた期間 ④任意加入できたのに任意加入しなかった60歳未満の期間など
厚生年金	・老齢基礎年金の受給資格(受給資格期間10年以上)があり、厚生年金の加入期間が1か月以上あること

- 各被保険者が納めなければならない保険料は下記の通りです。

被保険者の種類	対象者
第1号被保険者	・2023(令和5)年度の国民年金保険料は、月額16,520円です ・保険料の納付が難しい場合、「免除」や「猶予」の制度があり、適用を受けている期間は受給資格期間に反映されず(一部、年金額に反映されるものもあります)
第2号被保険者	・厚生年金保険料は月給・賞与の9.15%の額 ※勤務先も同額を負担 ・原則、4～6月の月給の平均額(標準報酬月額)を基に計算した金額を9月から1年間使用し、標準報酬月額は上限65万円、標準賞与額は1回あたり上限150万円です。 ・私立学校の教職員の負担は8.0175%
第3号被保険者	・保険料の負担はありません(配偶者である第2号被保険者が加入している被用者年金制度が毎年度負担しています)

- お客さまが受け取ることのできる年金額はこれまでの加入履歴・金額等によって様々であり、平均値ではお客さまの実情と乖離している場合があるので注意が必要です。併せて、お客さまが思い描く老後生活も多様であり、ここで示している生活費の平均値やアンケート調査の結果に基づく金額は、あくまで参考値として説明する必要があります。

- 老後の必要資金を正確に試算するためには、実際にお客さまが受け取ることが出来る年金額と、お客さまが思い描く老後生活に必要な費用を正しく試算する必要があります。各保険会社の取扱いに従って、保険会社が提供している試算ツールや厚生労働省の「公的年金シミュレーター」を利用しましょう。

**△保険募集時に「将来、国の年金は受け取れるか分からない」「年金制度は破綻するかもしれない」といった、根拠のない情報で不当に不安を煽るようなことは絶対にしてはけません!!**

# (参考) 一般社団法人生命保険協会の取り組み


## ■ 生命保険会社・代理店の募集人向け解説資料

### 4つのステップで分かる！ 公的年金シミュレーター

**- 基本操作 -**

**STEP-1 アクセス方法**

「ねんきん定期便」の二次元コードをスマートフォンから読み込む



※「ねんきん定期便」がなくても、働き方・暮らし方を入力して試算できます。

**STEP-2 生年月日を入力し、「試算する」をタップ**



生年月日を入力！

「試算する」をタップ！

**STEP-3 年金見込み額の表示**

将来受給可能な年金見込み額がグラフで表示されます。



※スライドバーを操作して、年金の受取り開始時期等を簡単に変更できます。

※最後に入力された年金の加入状況により、操作できるスライドバーが異なります。

**STEP-4 ライフプランに応じたシミュレーション**

これからの働き方・暮らし方を入力して、様々なライフプランに応じた年金額を試算できます。



- ①【公的年金シミュレーターに関するご留意点】**
- 公的年金シミュレーターは、働き方・暮らし方の変化に応じて将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省が開発したものです。
- 簡易に試算することを目的としており、実際の年金額とは必ずしも一致しません。
- 試算条件によって年金額が過大・過小に算出される場合があります。より正確な年金見込み額の確認をする場合には日本年金機構の「ねんきんネット」をご利用ください。

### ～公的年金シミュレーターのワンポイント解説～

- 公的年金シミュレーターは、簡易に年金額の試算を行うためのツールとして開発されたものであり、被保険者等の個人情報を用いず、また、働き方・暮らし方の入力は年単位で行うなどの簡素化が図られています。このため、「ねんきんネット」と異なり、特別支給の老齢厚生年金など詳細な試算は行えませんが、手軽に年金額を試算することができます。
- お客さまが個人の過去の加入記録に基づく、より詳細な試算を希望される場合は、「ねんきんネット」をご案内ください。

**【参考】ねんきんネットとは？**

「ねんきんネット」は、お客さまがインターネットを通じてご自身の年金の情報を確認できる、日本年金機構が提供するサービスです。詳細は日本年金機構のHPを参照ください。

(ねんきんネットHP) [https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/index.html](https://www.nenkin.go.jp/n_net/index.html)

- 年金制度への理解を深めていただくことを目的に、日本年金機構が、毎年誕生日に、お客さま(加入者)の年金記録を記載した「ねんきん定期便」をお送りしています(令和4年4月発行分以降のねんきん定期便に二次元コードを記載)。なお、「ねんきん定期便」の形式や記載内容は年齢によって異なります。

**【よくある質問】**

Q	A
使い方について詳しく知りたい	厚生労働省の「公的年金シミュレーター使い方ホームページ」を参照ください。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kouteki_nenkin_simulator.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kouteki_nenkin_simulator.html</a>
どのような人を利用対象としているのか	公的年金シミュレーターは、将来受給可能な年金額を手軽に試算したい方を利用対象としており、若年世代をはじめ、幅広い年代の方に利用いただくことを想定しています。なお、年金額の試算の際に入力できる年齢(生年月日)は、16歳から71歳までとなっています。
老齢年金以外の試算はできないのか	試算できるのは、老齢年金(老齢基礎年金・老齢厚生年金)です。その他の障害年金、遺族年金等は試算できません。

**【応用編】ライフプランに応じたシミュレーションの方法**

**<今後の年収/就労完了年齢/受給開始年齢の変更に基づくシミュレーション>**

- 試算画面のグラフ下に表示されている、「今後の年収」「就労完了年齢」「受給開始年齢」を、スライドバーや＋／のボタン操作で変更することにより、年金見込み受給額の変化を確認できます。

**<働き方/暮らし方の変更に基づくシミュレーション>**

- 試算画面のグラフ下の入力部分をスクロールし「働き方・暮らし方の入力欄を開く」ボタンをタップ
- 「働き方・暮らし方の追加」をタップし、「働き方・暮らし方」の入力欄で、該当ボタンをタップ
- 「期間」の入力欄に、②で入力した被保険者種類の加入期間を入力
- (国民年金第1号の場合)「付加納付の有無」の入力欄で、該当ボタンをタップ
- (厚生年金の場合)「年収」の入力欄に、加入期間の平均年収を入力
- (加入資格に変更がある場合)「働き方・暮らし方の追加」のボタンをタップし、変更後の区分ごとに③～⑤のステップを繰り返す入力
- 「試算する」をタップ ⇒画面上部のグラフ部分に、年金見込み受給額(年額)が表示されます。

◆上記②～⑥の入力内容を変えることで、今後の「働き方・暮らし方」を変更した場合の年金額の変化を試算することができます。

出典：厚生労働省「公的年金シミュレーター使い方ホームページ」をもとに生命保険協会作成  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/kouteki\\_nenkin\\_simulator.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/kouteki_nenkin_simulator.html)

# (参考) 一般社団法人生命保険協会の取り組み

## ■ お客様向けご案内チラシ

**老後にに向けた資産形成をご検討中のお客さまへ**  
～老後の生活を支える公的年金制度（老齢年金）について～

公的年金制度に加入している人が、一定の年齢になった場合には、老齢年金を受け取ることができます。老後に備えるためには、まず、ご自身が受け取ることでできる老齢年金の金額について把握した上で、老後生活に必要な費用に照らして、不足する資金を計画的に準備する必要があります。

**1 老齢年金の仕組み**

日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入する国民年金から、「老齢基礎年金」が受け取れます。会社員・公務員等は、この老齢基礎年金に上乗せする形で厚生年金から、「老齢厚生年金」が受け取れます。

受給対象者	自営業者 (学生・無職の方も含む)	会社員・公務員等	会社員・公務員等の 被扶養配偶者(専業主婦等)
-------	----------------------	----------	----------------------------

**2 受け取るための条件/受取年金額**

- 老齢基礎年金を受け取るためには、国民年金に最低10年間加入している必要があります(ただし、国民年金保険料の免除や猶予の制度があります)。受け取ることができる年金額は、40年加入の場合で777,900円/年(月あたり約65,000円)です(加入期間や、年金の繰上げ・繰下げ受給等により変わります)。
- 老齢厚生年金を受け取るためには、老齢基礎年金の受給資格を満たすことが必要です。受け取ることができる年金額は、加入期間や、在職中の平均標準報酬額(賞与含む)で個人差があります。

**3 老後の生活について**

65歳の平均寿命 下表の通り、65歳の方の平均的な老後期間は20年以上あります。(注1)

65歳の平均寿命		65歳の平均寿命	
男性	2020年 約20.0年 85.0歳	女性	2020年 約24.9年 89.9歳

平均的な老後年金額 (注2)

会社員	老齢厚生年金 月額約14.6万円 (老齢基礎年金含む)	ご夫婦2人で 月額約20万円
専業主婦	老齢基礎年金 月額約5.6万円	

平均的な老後生活費(夫婦二人世帯の場合)

平均的な老後生活費(注3)	ゆとりある老後を送るために必要と考える生活費(注4)
月額約25.5万円	月額約36.1万円

- 上記は平均値であり、受給開始年齢も人によって異なるため、ご自身(ご夫婦)の受取年金額想定額と、思い描く老後生活に必要な費用を比べ、生活費がいくら不足するのか試算することが大事です。
- 試算に当たっては生命保険会社等で試算ツールを用意している場合があります。また、受取年金額の試算については、厚生労働省が提供している「公的年金シミュレーター」も利用できます(ツールの詳細は厚生労働省のチラシ(注5)をご参照ください)。

(注1) 厚生労働省「簡易生命表」(令和2年)に基づき推定で作成  
(注2) 厚生労働省「令和2年度 厚生年金制度・国民年金事業の概況」に基づき推定で作成  
(注3) 総務省統計局「家計調査年報(家計収支編) 令和2年度(2020年)」に基づき推定で作成  
(注4) 公的年金制度「公的年金シミュレーター」(令和元年 生活保護に関する調査)  
(注5) 厚生労働省「公的年金シミュレーター使い方ホームページ」

一般社団法人 生命保険協会  
令和4年7月新製

**NEW!**  
**公的年金シミュレーター**

「ねんきん定期便」の二次元コードをスキャンして試算可能

**「働き方・暮らし方」の変化に応じて 将来受け取る年金額を試算できる**

公的年金の「見える化」で、こんなご疑問にお答えします。

- 30代・女性: 働き方を変えたい、収入が増えたい、年金が足りるのか不安
- 40代・男性: 将来の年金受給額がどれくらいになるのか
- 50代・男性: ロボットやAIが普及する中で、年金が足りるのか不安

公的年金シミュレーター  
<https://www.e-nenkin.or.jp/>

公的年金シミュレーター 使い方HP  
<https://www.e-nenkin.or.jp/faq/faq01.html>

**4つのステップで分かる!**  
**公的年金シミュレーター**

- 基本操作 -

**STEP-1 アクセス方法**  
「ねんきん定期便」の二次元コードをスマートフォンから読み込む

**STEP-2 生年月日を入力し、「試算する」をタップ**  
「ねんきん定期便」がなくても、働き方・暮らし方を入力して試算できます。

**STEP-3 年金見込み額の表示**  
将来受け取る年金額のグラフが表示されます。  
※ スライドバーを操作して、年金の受取り開始年齢等を簡単に変更できます。  
※ 保険料に加入していない方の設定は、画面下部の「ねんきんネット」からご変更いただけます。

**STEP-4 ライフプランに応じたシミュレーション**  
これからの働き方・暮らし方を入力して、様々なライフプランに応じた年金額を試算できます。

1 【公的年金シミュレーターに関するご留意点】  
公的年金シミュレーターは、働き方・暮らし方の変化に応じて将来受け取る年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省が提供したものです。  
簡易に試算することを目的としており、実際の年金額とは必ずしも一致しません。  
試算条件によって年金額が大幅・過小に算出される場合があります。より正確な年金額見込み額の確認をする場合は、日本年金機構の「ねんきんネット」をご利用ください。

【出典】一般社団法人生命保険協会「公的年金制度（老齢年金制度）について」  
<https://www.seiho.or.jp/data/billboard/pension/>

【出典】一般社団法人生命保険協会「公的年金制度（老齢年金制度）について」 <https://www.seiho.or.jp/data/billboard/pension/>

# ねんきんネットの概要

<b>概要</b>	インターネットにより、いつでも自分の年金加入記録を確認したり、年金見込額を試算できる「ねんきんネット」サービスを平成23年2月から開始。
<b>主な機能</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・年金記録確認機能 ⇒これまでの年金加入履歴を表示</li><li>・年金見込額試算機能 ⇒自分の年金加入履歴から、様々な条件に応じた試算が可能</li><li>・通知書確認機能 ⇒電子版「ねんきん定期便」や年金支払に関する通知書などがPDFファイルで確認可能  (ねんきんネットとマイナポータル連携により可能なこと)</li><li>・国民年金保険料の免除・納付猶予（R4.10～）・学生納付特例（R5.4～）の簡易な電子申請</li><li>・扶養親族等申告書の簡易な電子申請（R5.9～）  (※) 氏名や生年月日等の情報があらかじめ入力された状態で簡単に電子申請が可能。</li><li>・社会保険料控除証明書（R4.10～）、源泉徴収票（R5.1～）の電子データでの受け取り</li></ul>
<b>利用方法</b>	<p>①「ユーザID」と「パスワード」でログイン ⇒ねんきんネットホームページから必要事項を入力してユーザIDを申し込み。 日本年金機構において本人確認を行い、ユーザIDをハガキで送付 ※アクセスキーを使用して申し込みをした場合は、ねんきんネットホームページ画面にユーザIDを即時で表示</p> <p>②マイナポータル連携 ⇒ユーザIDがなくともマイナポータルから、マイナンバーカードの本人認証により、ねんきんネットを利用可能</p>



# ねんきんネットのイメージ画面

## 年金記録の確認機能

公的年金制度（国民年金、厚生年金保険、船員保険）の加入履歴の一覧

1 年金記録の一覧表示

▶ 月別の年金記録を確認する

年金記録の一覧表示の説明 [+開ける](#)

年度 (年齢)	加入 制度	お勤め先の 名称等	加入 月数	1年間の 保険料納付額	年金見込額 (年額)
平成20年度 (20歳)	国年	第1号被保険者	12月	-	-
平成21年度 (21歳)	国年	第3号被保険者	12月	-	-
平成22年度 (22歳)	厚年	A年金会社	12月	-	-
平成23年度 (23歳)	厚年	A年金会社	12月	-	-
平成24年度 (24歳)	厚年	B年金会社	12月	-	-
平成25年度 (25歳)	未加入	-	-	-	-
平成26年度 (26歳)	国年	第1号被保険者	3月	584,502円 ※ 同一年度内の他の加入制度の納付額を合算して表示しています。	-
平成26年度 (26歳)	厚年	A年金会社	6月	- ※ 当該年度の先頭行の納付額に合算して表示しています。	-

## 年金見込額試算機能

トップページ | 年金記録を確認する | **将来の年金額を試算する** | 通知書を確認する | その他の便利機能を利用する | 各種設定を変更する | ログアウト

トップページ > 将来の年金額を試算する

### 将来の年金額を試算する

年金見込額試算の説明 [+開ける](#)

登録される試算結果は最大で5件までです。6件以上試算を行う場合は、【試算結果一覧を表示】ボタンを押して、一覧から不要な試算結果を削除してください。

**かんたん試算** はじめての方はこちらから現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を自動的に試算できます。

**詳細な条件で試算**  
以下の条件を入力し、試算できます。

- 今後の職業、収入および期間
- 受給開始年齢
- 国民年金保険料を納付・後払い（追納）した場合

**試算結果一覧を表示**

「かんたん試算」、「詳細な条件で試算」で実施した試算結果の確認や、試算結果をグラフで比較できます。

# ねんきんネットの利用者数

## 「ねんきんネット」利用者数及びマイナポータルとの認証連携者数の推移

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度9月末
ねんきんネット利用者数【累計】	約506万人	約578万人	約666万人	約770万人	約908万人	約963万人
マイナポータル認証連携者数【累計】	-	-	約7万人	約69.5万人	約216万人	約304万人

※1 「ねんきんネット」のサービスは平成23年2月から開始し、利用者数の把握は平成30年度から開始。

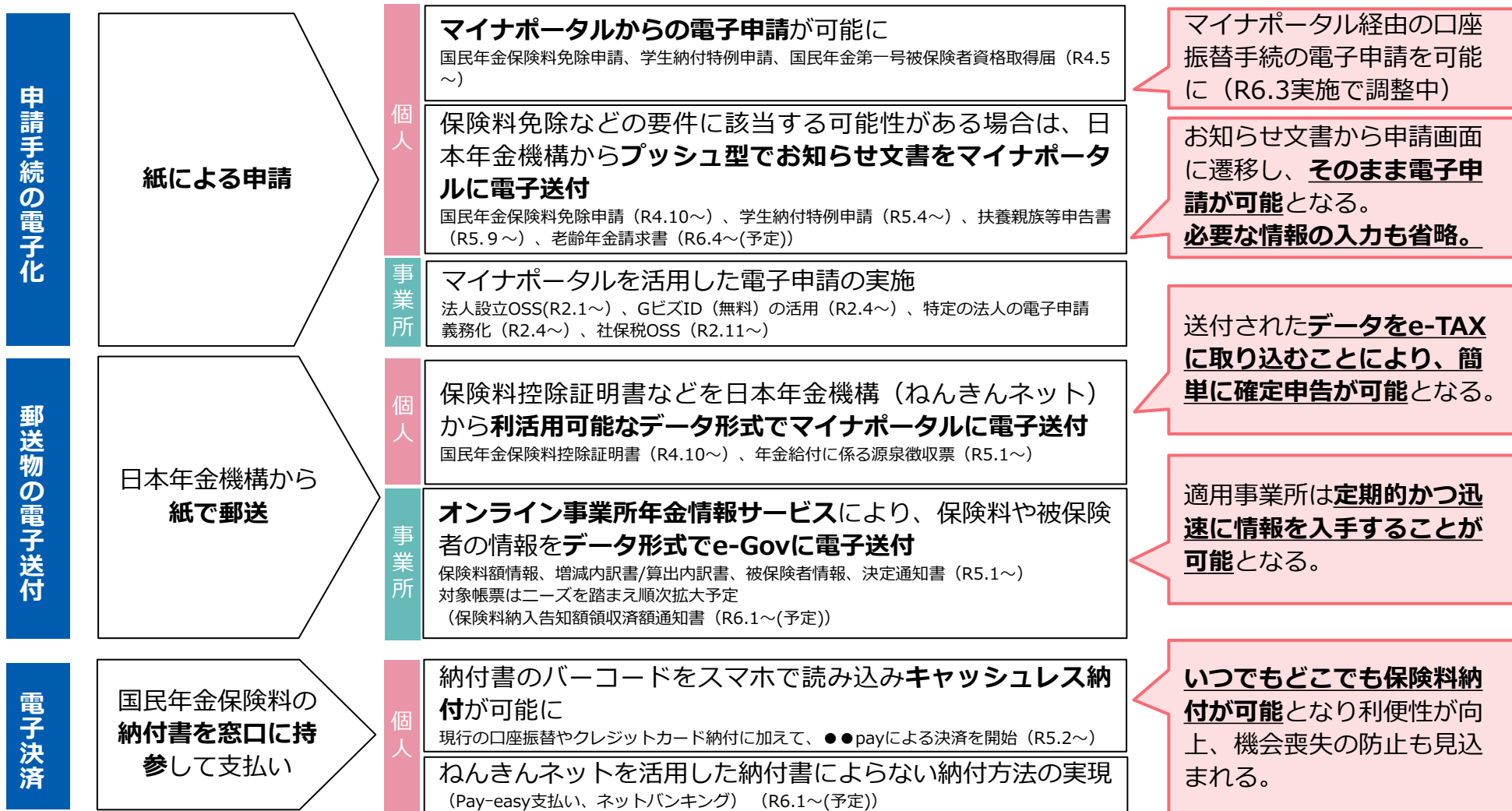
※2 マイナポータルと「ねんきんネット」の連携は平成30年10月から開始し、認証連携者数の把握は令和2年10月から開始。

※3 令和3年7月より、マイナポータルの認証連携改善（初回認証連携をスマートフォンからも行えるようにし、基礎年金番号の入力を不要とする）。

# 年金手続のデジタル化の推進（各種申請手続、情報提供、決済手段）

- これまで紙による申請や紙での郵送のみであった年金手続について、順次、デジタル化を進めている。（※）
- あわせて、国民年金保険料についてスマホアプリによりキャッシュレス納付できる環境整備に取り組んでいる。

※事業所にかかる主要7届書（資格取得届等）における電子申請割合は64.6%（令和5年3月末）となり、令和元年度23.9%から40.7%上昇



# いっしょに検証！ 公的年金

- 公的年金制度に対する疑問や不安を解消し、同時に公的年金制度への理解を深めるために、マンガを使ってわかりやすく説明したコンテンツであり、厚生労働省のホームページにて平成26年5月より公開。  
(<https://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/index.html>)
- 公的年金の仕組みや財政検証について、もっと詳しく知りたい人のために各話の最後に詳細な解説やデータを掲載。また、世代別にポイントを解説するページを作成するなど、多くの人に読んでもらえるような工夫をするとともに、年金教育を目的とした教材として使ってもらえるよう、マンガを活用したパンフレットも公開。



<b>第01話</b> はじめに	<b>第02話</b> 公的年金と貯蓄の違い	<b>第03話</b> 私的扶養と社会的扶養
<b>第04話</b> 日本の公的年金は「2階建て」	<b>第05話</b> 賦課方式と積立方式	<b>第06話</b> 積立金の役割
<b>第07話</b> 給付と負担をバランスさせる仕組み	<b>第08話</b> 公的年金財政の重要な要素	<b>第09話</b> 所得代替率と年金の実質価値
<b>第10話</b> 給付水準の将来見通し	<b>第11話</b> 年金を充実させるために	<b>第12話</b> これからの年金制度



「いっしょに検証！ 公的年金」  
QRコード

# GPIFにおける年金広報

- ◆ 業務概況書で年金積立金の運用状況等を詳細に紹介（HPでも公開）
  - ・年金財政における積立金の役割、運用実績、長期分散投資 等
- ◆ X（Twitter）でGPIFの取り組みやファクトを原則毎営業日に発信（フォロワー数約6万人）
- ◆ 公式YouTubeで役職員が運用状況や業務等を解説する動画を配信（登録者数9820人）
  - ・「植田CIOに聞いてみよう」シリーズ、「10分でわかるGPIF」シリーズ 等
- ◆ HPに特設サイトを設置し、GPIFの業務や役割をわかりやすく紹介
  - ・「GPIFのお仕事紹介」「GPIFって、なに？」 等

※数値は全て10月末時点

【HP】

【X (Twitter)】

## 5 私的年金の広報・見える化

# ① 私的年金の広報



# 私的年金制度に関する広報の取り組み

## 現在の取り組み

- 私的年金制度の広報については、厚生労働省、国民年金基金連合会、企業年金連合会、運営管理機関、関係団体等が連携し、普及・推進に向けた様々な取り組みを実施している。

## 制度周知に関するウェブページ、チラシの作成、掲載

- 私的年金制度の普及・推進を目的として、私的年金制度の概要や制度改正について厚生労働省ホームページに掲載。制度周知のためのチラシも掲載しており、サイトから自由にダウンロード可能。

### 年金 私的年金制度の概要（企業年金、個人年金）

- 確定給付企業年金制度（D.B.）
- 確定拠出年金制度（D.C.）
- 厚生年金基金制度
- 国民年金基金制度
- その他
- お問い合わせ

私的年金は、公的年金の上乗せの給付を保障する制度です。この制度は、高齢期により豊かな生活を送るための原動力として重要な役割を果たしています。企業や個人は、多様な制度の中からニーズに合った制度を選択することができます。

私的年金は大きく分けて確定給付型と確定拠出型の2種類があります。確定給付型とは、加入した期間などに基づいてあらかじめ給付額が定められている年金制度です。

一方、確定拠出型とは、拠出した掛金額とその運用収益との合計額を元に給付額を決定する年金制度です。企業が追加拠出をする必要は生じませんが、加入者自身が運用を行い、高齢期の生活設計を立てる必要があります。

詳細については、以下のリンクファイルをご確認ください。

- 第15 私的年金（企業年金・個人年金）制度

### 確定給付企業年金制度（D.B.）

- 確定給付企業年金制度（D.B.）

確定給付企業年金制度は、労使の合意で比較的柔軟な制度設計が可能であり、受給権が保障されているなどという長所があります。

確定給付企業年金には以下の2種類があります。

#### A. 規約型確定給付企業年金

実施主体は確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主です。労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社などが契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、年金給付を行います。

#### イ. 基金型確定給付企業年金

実施主体は企業年金基金です。母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立し、企業年金基金で年金資産を管理・運用し、年金給付を行います。

- 離職・転職時等の年金資産の持ち運び（ポータビリティ）

加入者等が離職した場合や、勤務先の年金・退職金共済制度が変わった場合に、その積み立てた資産を他の年金制度へ持ち運べる場合があります。

[ページの先頭へ戻る](#)

### 確定拠出年金制度（D.C.）

- 確定拠出年金制度（D.C.）

確定拠出年金制度は、拠出された掛金加入者ごとに区分され、その掛金と自らの指回による運用の運用益との合計額をもとに、給付額が決定される年金制度です。確定給付型の企業年金を行うことが難しい中小企業の従業員や自営業者などのニーズに応え、離職・転職にも対応しやすくなることから、年々その規模を拡大しています。

確定拠出年金には以下の2種類があります。

#### A. 企業型確定拠出年金

企業の拠出によって行います。また、拠出限度額の枠内かつ事業主の掛金を越えない範囲で、加入者の拠出（マッチング拠出）も可能です。

#### イ. iDeCO（個人型確定拠出年金）

個人の拠出によって行います。加入を希望する際には、[国民年金基金連合会](#)に申請する必要があります。

- 離職・転職時等の年金資産の持ち運び（ポータビリティ）

加入者等が離職した場合や、勤務先の年金・退職金共済制度が変わった場合に、その積み立てた資産を他の年金制度へ持ち運べる場合があります。

[ページの先頭へ戻る](#)

### 厚生年金基金制度

- 厚生年金基金制度

厚生年金基金制度は、国に代わって厚生年金の給付の一部を代行して行う（代行給付）とともに、企業の実情などに応じて独自の上乗せ給付を行うことができる制度です。

※公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）により、平成26年4月1日以降、厚生年金基金の新規設立は認められていません。

[ページの先頭へ戻る](#)

### 国民年金基金制度

- 国民年金基金制度

国民年金基金制度は、自営業者やフリーランスなど国民年金の第1号被保険者が、老後の所得保障の充実を図るために、任意で加入する制度です。

国民年金基金には、「地域型国民年金基金」である全国国民年金基金と職種別に設立された3つの「職種型国民年金基金」があります。

・「地域型国民年金基金」の全国国民年金基金（※）については、国民年金の第1号被保険者であれば住所地や業種は問わず加入できます。

・「職種型国民年金基金」については、基金ごとに定められた事業または業務に従事する国民年金の第1号被保険者の方が加入できます。

※全国国民年金基金は、2019年4月に全国47都道府県の地域型国民年金基金と22の職種型国民年金基金が合併し、設立されたものです。

[ページの先頭へ戻る](#)

### その他

#### 平成16年年金制度改正に伴う企業年金制度改正

- 平成16年年金制度改正に伴う企業年金制度改正

#### 適格退職年金の廃止

- 適格退職年金の廃止

[ページの先頭へ戻る](#)

### 参考資料

公的年金を含めた各種資料は、以下のリンク先に掲載しております。

- 年金制度の仕組みと考え方

[ページの先頭へ戻る](#)



# 私的年金制度に関する広報の取り組み

## 制度周知に関するチラシの作成

### 制度改正に関するチラシ

DBを実施する事業主・基金  
及び厚生年金基金の皆さまへ

企業型DCを実施する  
事業主・従業員の皆さまへ

iDeCo加入者・  
加入検討中の皆さまへ

### 投資教育に関するチラシ

企業型DCを実施する  
事業主の皆さまへ

DBを実施する事業主・基金及び厚生年金基金の皆さまへ

令和6（2024）年12月からは  
掛金相当額を規約に定め、加入者情報の月次登録が必要となります

令和6（2024）年11月1日からは、確定給付企業年金（DB）、厚生年金基金（以下「DB等」という。）に加入している方企業型DC・iDeCoの拠出金額の算定に当たり、DB等の掛金相当額（仮掛金）（仮の上乗せは他年度掛金相当額）を反映することとなります。

企業型DCの拠出原価額 + 5.5万円 → DB等の掛金相当額  
iDeCoの拠出原価額（上限2.0万円）  
→ 5.5万円 → DC事業主掛金 - DB等の掛金相当額

DBを実施する事業主・基金及び厚生年金基金の皆様におかれては、DB等の掛金相当額の算定と規約への記載、加入者情報の月次登録、従業員の皆様への周知が必要となります。

**1. DB等の掛金相当額の算定と規約への記載**

令和6（2024）年11月1日までに、受託機関と連携してDB等の掛金相当額を算定し、他の掛金額（標準掛金、特別掛金など）と同様に規約に記載する必要があります。

DB等の掛金相当額とは

企業型DC・iDeCoの拠出原価額の算定に当たってDB等がどの程度を占めるのかを評価するものであって、DB等の給付に対して事業主が拠出したとみなされるものとして算定します。具体的には、DB等の標準掛金と同様の手法により、財政式ごとの算定式に基づき、毎月定額の掛金相当額として算定します。給付区分ごとに算定するほか、適正な年数取理に基づいて計算するため、隔年基準に基づくDBを除き、年金数理人の確認が必要です。

※ 掛金相当額は、標準掛金を加入費として記載が確実です。令和6（2024）年12月以後は事業主による利益計算では、前記の給付計算の前提で拠出した掛金相当額を規約に設定可能です。

※ 標準掛金が増えるDB等であっても、掛金相当額は給付区分ごとに同じになります。その際掛金相当額は、給付計算の際に控除します。なお、掛金相当額には、厚生年金基金の付加部分を含めません。標準掛金以外の加入費の掛金は、厚生年金基金ではあっても、DBでは含まれません。

**規約への記載**

DB等の掛金相当額は、令和6（2024）年12月1日からの拠出原価額の算定に反映されることから、令和6（2024）年11月1日までに規約に記載してください。

規約の変更は、円滑な移行の観点から、可能な限り下記の区分に応じて手続きを進めていただきますようお願いいたします。

- ① 令和6（2024）年11月1日までに規約変更が予定されているDB等  
規約変更に合わせてDB等の掛金相当額を記載
- ② ①以外のDB等  
受託機関とご相談いただき、DB等の掛金相当額が算定されたときに記載

令和6（2024）年12月からは

DCの拠出可能な枠について、確定給付型（DB、厚生年金基金など）ごとの掛金相当額（他制度掛金相当額）を評価し、月額55,000円から掛金相当額を控除した範囲内となります。

iDeCoは・・・  
月額55,000円から各月の事業主の上乗せ額を控除した額（20,000円を超える場合は20,000円）が上限となります。

※ 事業主の拠出額は、企業型DCの事業主掛金と確定給付型ごとの掛金相当額の合計額となります。事業主の拠出額によっては、iDeCoの拠出の上乗せが小さくなくなり、拠金を拠出できなくなったりすることもあります。

**現行** → **改正後**

DCの拠出可能な枠 → 2.75万円	DCの拠出可能な枠 → 3.75万円	DCの拠出可能な枠 → 1.25万円
確定給付型の掛金相当額が 2万円の範囲	確定給付型の掛金相当額が 4万円の範囲	確定給付型の掛金相当額が 4万円の範囲
確定給付型の掛金相当額 → 2.75万円	確定給付型の掛金相当額 → 2万円	確定給付型の掛金相当額 → 4万円

確定給付型を実施する事業主の皆様におかれては、確定給付型の掛金相当額の算定については、確定給付型の受託機関と今後ご相談いただきますようお願いいたします。

**★ご確認ください。**

① 令和4年10月からは、企業型DCの事業主掛金が各月の上限の範囲内での毎月拠出となっていない場合、企業型DCに加入する従業員はiDeCoに加入できません。その旨を企業型DCの規約に併せて記載し、従業員の皆様へ周知していただきますようお願いいたします。

② 令和4年10月からは、事業主掛金とiDeCoの掛金の合算は「基礎年金番号・生年月日・性別」を用いています。

※ **事業主の皆様**におかれては、記録関連運営管理機関（レコードキーパー）に登録していただく必要があります。

※ **企業型DCに加入する従業員の皆様**も、企業型DCの加入専用サイトで、ご自身の「基礎年金番号・生年月日・性別」に誤りがないか改めてご確認ください。

iDeCoの加入者、加入ご検討中の皆さまへ

令和6（2024）年12月からは  
企業型DCの加入者がiDeCoを利用しやすくなります

2022年10月以降

① iDeCoに加入できなかった企業型DCの加入者の方をiDeCoに加入できるようになります。

② DCの掛金額は、各月の企業型DCの事業主掛金と合算して月額5.5万円（確定給付型の制度内）にも加入する場合は、月額2.75万円を超えることはできません。

※ 企業型DC事業主掛金、厚生年金基金、給付前標準掛金、給付前標準掛金

③ 以下の条件が要件です。

- ① 企業型DCの事業主掛金（iDeCo）が毎月拠出であること
- ② 企業型DCのマッチング拠出（加入者掛金拠出）を利用していないこと

企業型DCに加入する場合	企業型DCと確定給付型の併存に加入する場合
iDeCoの拠出額 月額5.5万円 ※ 企業型DCの事業主掛金 ※ iDeCoの拠出額との合算は2万円 ※ 企業型DCの拠出額との合算は2万円 ※ 企業型DCの拠出額との合算は2万円 ※ 企業型DCの拠出額との合算は2万円	iDeCoの拠出額 月額2.75万円 ※ 企業型DCの事業主掛金 ※ iDeCoの拠出額との合算は2万円 ※ 企業型DCの拠出額との合算は2万円 ※ 企業型DCの拠出額との合算は2万円

令和6（2024）年12月からは  
iDeCoの拠出額が増えます（確定給付型に加入する場合）

2024年12月以降

① 確定給付型の制度内で加入する場合（従業員を含む）のiDeCoの拠出額が1.2万円から2.2万円に引き上げられます。

② DCの掛金額は、各月の企業型DCの事業主掛金と確定給付型ごとの拠出額（給付前標準掛金）の合算で月額5.5万円を超えることはできません。

企業型DCと確定給付型の併存に加入する場合
iDeCoの拠出額 月額5.5万円（1月の企業型DCの事業主掛金 + 他制度掛金相当額） ※ DCの拠出額との合算は2万円 ※ DCの拠出額との合算は2万円 ※ DCの拠出額との合算は2万円 ※ DCの拠出額との合算は2万円

**ご注意ください**

- ① 拠出に拠出できるDCの掛金額は、企業型DCの事業主掛金と確定給付型ごとの確定給付金相当額で決まります。既にiDeCoに加入している方でも、企業型DCの事業主掛金と確定給付金相当額によってiDeCoの掛金の総額（月額5万円）を下回り、拠金を拠出できなくなる可能性があります。
- ② 確定給付型を途中で停止しない方が、毎月拠出可能な掛金総額は、企業型DCの掛金（月額5.5万円）と確定給付型（月額1.5万円）の合計（月額7万円）となります。

内部で投資教育ができない場合は、外部委託をご活用ください！

企業型DC加入者への投資教育は、運営管理機関や企業年金連合会などに委託できます。内部で実施できない場合には、外部委託もご活用ください。

「外部に委託する場合にも、契約の実態にあたり、就業時間への配慮や会議の準備などの点に気を配ります。」

詳細は委託先を希望する前にご確認ください。

企業型DC（確定拠出年金）を実施する事業主の皆さまへ

企業型DCの加入者に対する投資教育は  
事業主の努力義務です

確定拠出年金は一人ひとりの運用結果が有期の給付額に影響するため、適切な資産運用を行うための情報や知識を加入者が持つことが重要です。

事業主の皆さまは、加入者が資産運用について十分理解できるように、制度への加入時はもちろん、加入後も継続的・適切な投資教育を提供する必要があります。

**加入時の投資教育のポイント**

加入直後でも運用開始や併合の請求ができるよう、以下を目的に、基礎的な事項を中心とした教育を行うことが有効です。

- DC制度における「運用の指図」の意味を理解すること
- 具体的な資産配分を自分で行えること
- 運用による収益状況の把握ができること

**加入後の継続的な投資教育のポイント**

加入時に得た基礎的な知識からのステップアップの機会として、また制度への関心をさらに高めるために、加入後も定期的かつ継続的に教育を行う事が重要です。

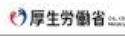
- DC制度への理解・関心が向上する
- 自身のライフプランの中で適切な運用と  
なっているかの確認を促す

内部で投資教育ができない場合は、外部委託をご活用ください！

企業型DC加入者への投資教育は、運営管理機関や企業年金連合会などに委託できます。内部で実施できない場合には、外部委託もご活用ください。

「外部に委託する場合にも、契約の実態にあたり、就業時間への配慮や会議の準備などの点に気を配ります。」

詳細は委託先を希望する前にご確認ください。



# 私的年金制度に関する広報の取り組み

## iDeCo公式サイト

- 国民年金基金連合会において、iDeCoの理解促進、行動喚起を促す「iDeCo公式サイト」を作成し、iDeCoの基礎から運営管理機関の検索、マンガやアニメによるiDeCoの紹介など、様々なコンテンツを掲載。



【トップページ】



【iDeCoってなに?】



【iDeCoカンタン加入診断】



【運営管理機関一覧】



【マンガ・アニメでわかるiDeCo】

## ポスター、パンフレット、導入ガイド等の作成

- 金融機関や関係団体へ配布し、各金融機関主催のセミナー等で積極的に活用。
- iDeCoの普及・推進を目的として、パンフレット・チラシを作成し、厚生労働省ホームページ・iDeCo公式サイトに掲載。iDeCoの概要について、分かりやすく説明しており、サイトから自由にダウンロード可能。



【iDeCoポスター】



【iDeCoチラシ】



【iDeCoパンフレット】  
(全8ページ)



【iDeCo+導入ガイド】

# 私的年金制度に関する広報の取り組み

## セミナーの開催

- 霞ヶ関資産形成セミナー（2023年6月16日）  
主催：内閣府、金融庁、厚生労働省  
霞ヶ関で勤務する全職員を対象に開催(文部科学省講堂)。  
金融の専門家（FP）を講師に招き、幅広い視点から、  
家計管理、金融商品の特性、新しいNISAやiDeCoの概要  
等を説明。  
申込者数(会場、オンライン計)：1,255名。



当日の様子

## 厚生労働省公式SNSを利用した周知広報

- 普及・推進を目的として、厚生労働省公式X（旧Twitter）、Facebookへ制度の概要について投稿。



X（旧Twitter）投稿



Facebook投稿

# 私的年金制度に関する広報の取り組み

## 金融広報中央委員会 eラーニング講座

### 「マネビタ」の動画公開 (10/2)

- 税制優遇を絡めた長期・積立・分散投資を促す制度として、国民の関心が高まっている「NISA」と「確定拠出年金」の制度の内容と運用実務を内容とする講義動画を作成。
- 金融広報中央委員会、金融庁、厚生労働省、日本証券業協会、東京証券取引所、投資信託協会との共同制作。



人生を豊かにするお金の知恵

確定拠出年金制度  
(企業型DC・iDeCo)



## 月刊社会保険への記事掲載

- iDeCo+の制度周知を目的として、月刊社会保険へ記事を掲載した。(2022年12月号、2023年7月号、11月号)



## 厚生労働省名義の使用許可

- 私的年金制度の推進・普及を支援するため、関係団体や民間団体が行うセミナーやフォーラム等の行事について後援名義の使用を許可している。
- 厚生労働省が後援名義の使用を許可した「日本DCフォーラム」にて、企業年金・個人年金課長による基調講演「DC制度改正に向けた動向と論点」を行った。



## 政府広報オンラインへの記事掲載

- iDeCoの制度周知を目的として、政府広報オンラインへ記事を掲載した。



## ② iDeCo 拠出限度額の見える化

# iDeCo 拠出限度額についての周知・広報

○ 厚生労働省の確定拠出年金制度説明サイトやiDeCo公式サイトにおいて、iDeCo拠出限度額に関する説明ページを設けている。

## <厚生労働省の確定拠出年金制度説明サイト>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/taishousha.html>

## <iDeCo公式サイト>

現行制度のiDeCo限度額

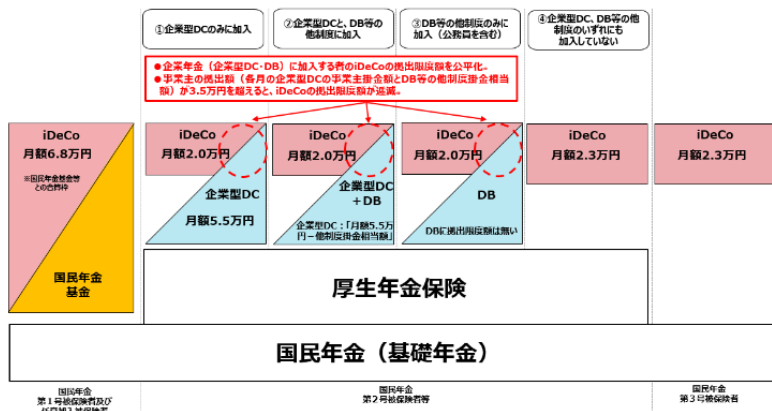
<https://www.ideco-koushiki.jp/start/>

## <iDeCo公式サイト>

2024年12月1日施行後のiDeCo限度額

<https://www.ideco-koushiki.jp/library/2022kaisei/>

## DB等の他制度掛金相当額の反映後（2024年12月1日施行）



※1 企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額（返戻掛金額）を控除した額。他制度掛金相当額は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

※2 企業年金（企業型DC、DB等の他制度）の加入者は、月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額）との合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。公務員についても、同様で、月額2.0万円、かつ、共済掛金相当額の合計が月額5.5万円の範囲内で、iDeCoの拠出が可能。

※3 2024年10月1日より、2025年10月1日までの間は、企業型DCのみに加入している会社員、DBと企業型DCに加入している会社員、DBのみに加入している会社員、公務員、専業主婦（夫）の拠出限度額が変更になります。



- \*1 企業型DCとは、企業型確定拠出年金のことをいう。
- \*2 DBとは、確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済をいう。
- \*3 企業型確定拠出年金(企業型DC)のみに加入する場合  
月額5.5万円—各月の企業型DCの事業主掛金額(ただし、月額2万円を上限)
- \*4 企業型DCとDB等の他制度に加入する場合  
月額2.75万円—各月の企業型DCの事業主掛金額(ただし、月額1.2万円を上限)

## 今後の改正

<2024年12月1日から>

- iDeCoの拠出限度額が変更になります。
- 確定給付型の他制度を併用する場合（公務員を含む）のiDeCoの拠出限度額が1.2万円から2万円に引き上げられます。
- ただし、各月の企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの他制度掛金相当額（公務員の場合は共済掛金相当額）と合算して月額5.5万円を超えることはできません。
- 企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額によっては、この見直しによりiDeCoの掛金の上限が小さくなったり、iDeCoの掛金の最低額（5千円）を下回り、掛金を拠出できなくなったりすることがありますので、ご注意ください。

# 運営管理機関、DBを実施する事業主・基金等の取り組み

- 運営管理機関も厚生労働省が作成したチラシや各社の独自サービス等を用いて、加入者や加入希望者にiDeCo 拠出限度額に関して説明している。
- また、DBを実施する事業主・基金及び厚生年金基金に、各実施事業所の事業主を通じて従業員に対する他制度掛金相当額の周知を求めている。

## <iDeCo加入者・加入検討中の方向けチラシ>

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000884281.pdf>

**令和6(2024)年12月から**  
**iDeCoの拠出限度額が変わります** (確定給付型に加入する場合)

**2024年12月以降**

- ▶ 確定給付型他制度に加入する場合(公務員を含む)のiDeCoの拠出限度額が1.2万円から2万円に引き上げられます。
- ▶ iDeCoの掛金額は、各月の企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの他制度掛金相当額(公務員の場合は共済掛金相当額)と合算して月額5.5万円を超えることはできません。


企業型DCと確定給付型他制度に加入する場合	
iDeCoの掛金額	月額5.5万円 - (各月の企業型DCの事業主掛金額 + 他制度掛金相当額) ※iDeCoの拠出限度額の上限は2万円

例：① 企業型DCと確定給付型他制度に加入していて、各月の掛金額を合算した額が4万円の場合  
 月額5.5万円 - 4万円(企業型DCの事業主掛金額 + 他制度掛金相当額) = 1.5万円 (iDeCoの拠出限度額は1.5万円)

② 確定給付型他制度のみ加入到いて、各月の他制度掛金相当額が2万円の場合  
 月額5.5万円 - 2万円(他制度掛金相当額) = 3.5万円 (iDeCoの拠出限度額は2万円)

**ご注意ください**

- 実際に拠出できるiDeCoの掛金額は、企業型DCの事業主掛金額と確定給付型ごとの他制度掛金相当額で決まります。  
 既にiDeCoに加入されている方でも、企業型DCの事業主掛金額と他制度掛金相当額によってはiDeCoの掛金の最低額(月額5千円)を下回り、掛金を拠出できなくなる可能性があります。  
 ※iDeCoの掛金を拠出できなくなった場合の取り扱いや他制度掛金相当額の概要は、こちらの二次コードからご確認ください。
- 企業型DCの事業主掛金額については、企業型記録関連運営管理機関(企業型RK)の加入者専用サイトでご確認ください。他制度掛金相当額については、事業主にご確認ください。



厚生労働省ウェブサイト  
 (2020年の制度改正/2024年12月施行)

厚生労働省  
 Ministry of Health, Labour and Welfare

令和4(2022)年1月時点

## <DBを実施する事業主・基金及び厚生年金基金の皆さま向けチラシ>

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000824551.pdf>

### 3. 従業員の皆様への周知等

従業員の皆様のiDeCoへの加入やiDeCo掛金額の検討のため、**企業型DC加入者のiDeCo加入の要件が緩和される令和4(2022)年10月までに、各実施事業所の事業主を通じて従業員の皆様へのDB等の掛金相当額等の周知をお願いいたします。**

#### 周知をお願いしたい事項

<全ての従業員に対して>

DB等の掛金相当額又はその概算額

※ 複数のDB等(私立学校教職員共済制度を含む)に加入の場合、各々の掛金相当額の合算が必要です。

<掛金相当額が高いDB等(※)に加入する従業員に対して>

令和4(2022)年10月にiDeCoへ加入可能となる場合でも、令和6(2024)年12月以降にiDeCoの掛金の上限が小さくなる又は掛金を拠出できなくなる場合があること

※ 企業型DCとDB等を併用している場合は月2.75万円を超えるDB等、DB等のみ実施の場合は月4.3万円を超えるDB等において、加入者のiDeCo掛金額に影響が生じることがあります。

#### iDeCoに拠出できなくなる従業員への対応

掛金相当額が高いDBの加入者でiDeCo掛金が拠出できなくなる場合、企業型DCを実施していない場合であっても、DB規約に受換の定めがあればiDeCo資産をDBへ移換することができますので、積極的なご検討をお願いいたします。

# 制度別のiDeCo拠出限度額の見える化の状況

○ 自身のiDeCo拠出限度額は、国民年金・厚生年金被保険者種別や他制度加入状況に応じて、自ら確認可能。

種別	令和6年12月施行後のiDeCo拠出限度額(月額)	自身のiDeCo拠出限度額の確認方法
国民年金第1号任意加入被保険者	6.8万-(国民年金基金の掛金額又は国民年金の付加保険料)	自身が納めている「国民年金基金の掛金額又は国民年金の付加保険料」を踏まえて算出。
国民年金第2号被保険者	企業型DCのみ	企業型記録関連運営管理機関(企業型R K)の加入者専用サイトでiDeCo拠出可能見込額を確認。
	企業型DC・DB等他制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年11月以前: 「DB規約等によって事業主が従業員に周知した他制度掛金相当額」と「企業型R Kの加入者専用サイトで確認した企業型DC事業主掛金額」を踏まえて算出。</li> <li>・2024年12月以降: 企業型R Kの加入者専用サイトでiDeCo拠出可能見込額を確認。</li> </ul>
	DB等他制度のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金第1号、4号被保険者: 「DB規約等によって事業主が従業員に周知した他制度掛金相当額」を踏まえて算出。</li> <li>・厚生年金第2、3号被保険者: 今後告示される共済掛金相当額を用いて算出。</li> </ul>
	企業型DC・DB等他制度無し	一律2.3万円
国民年金第3号被保険者	2.3万	一律2.3万円

※iDeCoの拠出限度額の上限は2万円



# RKのサイトにおける拠出可能見込額の表示

- 企業型RK（全4社）の加入者専用サイトで、2022年10月施行法令に基づくiDeCoの拠出可能見込額が確認可能。2024年12月以降は、2024年12月1日施行法令に基づくiDeCoの拠出可能見込額が確認可能となる。

日本レコード・キープिंग・ネットワーク株式会社（NRK）

日本インバスター・ソリューション・ア  
ンド・テクノロジー株式会社（JIS&T）

損保ジャパンDC証券株式会社

SBIベネフィット・システムズ株式会社

## iDeCo（個人型DC）加入時の掛金額について

企業型に関する情報	法定拠出限度額(月額)	55,000円
	事業主掛金額	40,000円
	企業型加入者掛金額	0円
	他制度加入有無	なし
	企業型年単位化有無	なし

- ※「企業型に関する情報」は次回拠出についての情報を表示しています。
- ※「年単位化」とは企業型年金規約において以下のいずれかが定められていることを指します。
  - ・事業主掛金を毎月ではないサイクルで拠出すること
  - ・1回の拠出で該当月1ヶ月分の法定限度額を超えて拠出すること

個人型拠出可能見込額	15,000円
------------	---------

- ※上記は企業型の加入状況等から算出した見込額となります。個人型年金規約に定める最低掛金額、掛金額の単位等により、実際の個人型拠出可能額は上記と異なる場合があります。また、個人型の最低掛金額未済の場合、加入ができないことがあります。

個人型に加入するにあたっては、企業型で基礎年金番号、性別、生年月日が正しいの登録内容をご確認いただき、内容が異なっている場合は事業主に申し出てくだ。基礎年金番号がわからない場合は事業主にお尋ねください。

## iDeCo拠出可能見込額照会

あなた様はiDeCo（個人型確定拠出年金）への同時加入が可能と見込まれるため、本画面が参照可能となっております。本照会画面ではiDeCoへ加入される場合に、iDeCoの毎月掛金として拠出可能な見込額を参考値として表示しております。iDeCoへのご加入を検討される場合等にご活用ください。

### iDeCo拠出可能見込額

あなた様がiDeCoへご加入される場合、iDeCoの毎月掛金として拠出可能な見込額は以下の通りです。

**iDeCo拠出可能見込額 10,000円**

- ・iDeCoの最低掛金額は5,000円で、1,000円単位の拠出となります。
- ・iDeCo拠出可能見込額が5,000円未満である場合、iDeCoへ加入することはできません。

### iDeCo拠出可能見込額の算出

iDeCo拠出可能見込額は次の通り算出しております。

- ① 拠出上限額 20,000円
- ② 企業型確定拠出年金の拠出限度額(a) - 企業型確定拠出年金の事業主掛金額(b)

企業型確定拠出年金の拠出限度額(a)	55,000円
--------------------	---------

- 企業型確定拠出年金の事業主掛金額(b)	45,000円
-----------------------	---------

iDeCo拠出可能見込額には、①「拠出上限額」と②「(a)-(b)」のうち、小さい金額を表示しております。なお、②「(a)-(b)」は、1,000円未満を切り捨てて算出しております。

## 加入者情報の確認・変更

基本情報		勤務先情報
<p><b>年金規約(本文)</b></p> <p>■ あなたが加入している制度の規約</p>		
資格区分	企業型年金加入者	
申込年月日	2015/06/01	
資格取得年月日	2015/06/01	
年単位拠出実施状況	実施なし	
拠出開始年月	2015/07	
掛金(月額)	事業主掛金	10,000円
	加入者掛金	--- 円
他年金制度加入状況	加入なし	

**個人型確定拠出年金(iDeCo)との同時加入に関する情報**  
掛金の拠出限度額は、他年金制度の加入状況により異なります。  
【他年金制度なし】5.5万円 - 事業主掛金額 ※上限2.0万円  
【他年金制度あり】2.75万円 - 事業主掛金額 ※上限1.2万円

iDeCo拠出可能見込額(月額)	20,000円
------------------	---------

・次に該当する場合は個人型確定拠出年金で掛金を掛けることはできません  
iDeCo拠出可能見込額が0円と表示されている場合  
加入している企業型確定拠出年金にてマッチング拠出を導入しており、加入している企業型確定拠出年金にて年単位の掛金拠出が導入されており個人型確定拠出年金で老齢給付金を受け取った、または受け取り中もしくは公的年金の老齢年金を受け取っている場合  
65歳以上の場合

・個人型確定拠出年金に同時加入する場合は、企業型確定拠出年金口座出書に記載する基礎年金番号等が一致している必要があります。  
加入者情報の確認・変更(基本情報)ページで誤りがないか確認してください

## 加入者情報の確認・変更

基本情報		勤務先情報
<p><b>あなたが加入している年金規約</b></p>		
資格区分	企業型年金加入者	
申込年月日	2012/04/01	
資格取得年月日	2012/04/01	
拠出開始年月	2012/05	
掛金	事業主掛金	20,000円
	加入者掛金	--- 円

### 個人型(iDeCo) 拠出可能見込額

iDeCo(イデコ:個人型確定拠出年金)に拠出可能掛金の見込額をお知らせします

掛金の拠出月	2022年10月	企業型の拠出
① 掛金の拠出限度額	55,000円	企業型iDeCo
② 企業型の拠出額(事業主掛金)	20,000円	拠出予定の掛金
③ 企業型の拠出額(加入者掛金)	0円	拠出予定の掛金
④ ①-②-③の金額	35,000円	
⑤ iDeCoの拠出限度額	20,000円	iDeCoの掛金
⑥ iDeCo拠出可能見込額	<b>20,000円</b>	④と⑤の小さい加入者掛金

(※1)他の制度に加入している場合は27,500円、加入していない場合は55,000円になります

## ③ 年金資産及び給付見込み額の見える化

## 各制度の見える化の状況

- 各制度の見える化の状況は以下の通りであり、制度毎の年金資産額・給付額を確認することは可能。
- 公的／私的を合わせた年金資産額・給付額は金融機関やフィンテック企業等により、提供されている例がある。  
(公的機関にて各種情報を紐付けて管理する施策は、セキュリティ面や国民感情を踏まえると課題が多い)

制度	根拠法令	資産額・給付額の見える化の状況
確定拠出年金 (企業型DC、iDeCo)	確定拠出年金法 第27条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回以上、加入者に個人別管理資産額が通知されている。</li> <li>・RKの加入者専用サイトに現在の個人別管理資産が表示されている。</li> <li>・運営管理機関によっては、加入者専用サイト等にて、将来の給付見込額のシミュレーション機能が提供されている例もある。</li> </ul>
確定給付企業年金	確定給付企業年金法 第73条 施行規則第87条第1項第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回以上、給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計が加入者に周知されている。</li> <li>・企業によっては、企業のイントラネット等で基準年月日における仮想個人勘定残高が表示されている例もある。</li> </ul>
国民年金基金	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回、「社会保険料控除証明書」と共に通知される「掛金納付結果通知書」に受取予定年金額が表示されている。</li> <li>・加入勧奨の観点から、加入検討者に対しては、国民年金基金のホームページにて、現時点で加入した場合の掛金額や年金額等のシミュレーションが提供されている。</li> </ul>

# 確定拠出年金の見える化の状況

- 年に1回以上、個人別管理資産額が通知される他、運営管理機関の加入者専用ページで常時確認が可能。

作成日 2017.10.13  
ページ 1 / 8

拠出 太郎 様

**確定拠出年金お取引状況のお知らせ**

XXXXXXXX-XXXXXXXX-XXXXXXXX  
-XXXXXXXX-XXXXXXXX-XXXXXXXX

企業名 ○○○株式会社  
事業所名 本社  
所属名 △△部  
従業員番号 9999999999  
mm44DK1P0100-XXXXXXXX-XX/XX-XXXXXX

契約名/契約番号 1234567  
○○○確定拠出プラン  
従業員/企業番号 2345678  
○○○株式会社  
加入者口座番号 1234567890  
配賦経路運営管理機関

お問い合わせ先 XXXX-XX-XXXX

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
あなた様の今回基準日時点の年金資産評価額と2017年4月1日から2017年9月30日までのお取引状況をご報告いたします。なお、ご不明の点等ございましたら、上記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。

今回基準日 2017年 9月30日 前回基準日 2017年 3月31日

**1. 今回基準日時点の年金資産状況**

**① 評価損益**

年金資産評価額 - 運用金額 = 評価損益

89,422円 - 41,706円 = 47,716円

**運用金額の内訳**

掛金額(定時拠出)	制度移行金額	受換金額	給付金額・移換金額	手数料
80,000円	100,000円	450,000円	587,862円	432円

**② 年金資産評価額の内訳** (上位5商品を個別表示し、それ以外の商品および待機資金は「その他商品合計」に合算表示します。)

商品番号	商品名	割合	評価損益額
006	DC定期 5年	65%	58,000円
001	DC投資信託	9%	8,222円
003	DC定期 3年	8%	7,600円
004	DC GIC	8%	7,600円
002	DC定期 1年	3%	3,000円
	その他商品合計	6%	6,000円

※時価評価額は基準日時点で売却を行った場合の金額を表示しております。当該商品については期間まで保有した場合は金額を次ページ以降に記載しておりますのでご確認ください。

**③ 評価損益**

年金資産評価額: 基準日時点で運用商品の売却を行った場合の金額(時価評価額)、待機資金及び運用の損益が行われていない資産(未配賦資産)の合計額です。  
商品によっては売却時に解約手数料等を差し引いた額を使用しているため、時価評価額が未元を下回って表示される場合がありますのでご注意ください。商品別の時価評価額については次ページ以降をご確認ください。  
待機資金: 基準日時点で取引が完了していない資金等です。待機資金は年金資産評価額に含まれます。  
未配賦資産: 基準日時点で運用の開始が行われていないため、損益等として管理されている資金です。未配賦資産は年金資産評価額に含まれます。  
運用金額: 現在の確定拠出年金制度に拠出された金額です。給付を受けられている方は給付金額を減算しています。  
評価損益: 基準日時点における年金資産全体の「運用利益(プラス)」又は「運用損失(マイナス)」を表しています。  
●運用金額の内訳  
掛金額(定時拠出): 現在の確定拠出年金制度に際して拠出された金額の累計です。  
制度移行金額: 企業年金制度又は退職手当制度(退職金制度)等から現在の確定拠出年金制度に移された年金資産の累計です。  
受換金額: 転職等により、現在の確定拠出年金制度又は他の企業年金制度等から現在の確定拠出年金制度に移された年金資産です。  
給付金額: 給付金額は一時金および年金としてお支払いした金額(税込)の累計です。  
移換金額: 転職等により、現在の確定拠出年金制度から他の確定拠出年金制度や他の企業年金制度等に移された年金資産です。規約の定めにより事業主へ返還した額を含みます。  
手数料: 毎月の手数料等からあなた様が負担された事務費等の金額の累計です。  
④ 年金資産評価額の内訳  
今回基準日時点の年金資産評価額が年金資産評価額に占める割合をグラフ表示しています。  
なお、「割合」に関しては、小数点以下を四捨五入した数値を表示しておりますので、合計が100%にならない場合があります。

残高・時価評価額照会

○○ △△ 様 □座番号 123XXXX890 20XX/04/03

**評価損益**

年金資産評価額 - 運用金額 = 評価損益

1,438,158円 - 1,337,000円 = 101,158円

**運用金額の内訳**

掛金額(定時拠出) + 制度移行金額 + 受換金額 - 給付金額・移換金額 - 手数料

240,000円 + 1,200,000円 + 100,000円 - 200,000円 - 3,000円

**年金資産評価額の内訳**

時価評価額合計 + 待機資金 - 未納手数料

1,423,408円 + 15,000円 - 250円

※時価評価額合計は直近の残高および時価にて算出しております。  
※待機資金は現時点で取引が完了していない資金等です。待機資金は年金資産評価額に含まれます。  
※確定年金・終身年金は年金資産評価額に含めておりません。

**時価評価額合計・待機資金の内訳**

※時価評価額の上位5商品を個別表示し、それ以外の商品および待機資金については「他」として合算表示しております。  
※確定年金・終身年金は時価評価額に含めておりませんので、グラフ上には表示していません。  
※「構成割合」は小数点未満を四捨五入して表示しているため、合計が100%にならない場合があります。

# iDeCoの見える化の状況

○iDeCo公式サイトにて、年収、加入開始年齢、掛金を入力すると、積立総額と税額軽減額を表示するシミュレーション機能を提供している。

iDeCo公式サイト かんたん税制優遇シミュレーション

<https://www.ideco-koushiki.jp/simulation/>

## かんたん税制優遇シミュレーション



iDeCoに加入した場合の掛金の所得控除による税額軽減額をご確認いただけます。  
掛金を積み立てると、どれくらい税負担が軽減されるか  
計算してみましょう！

**年収**

 万円  
※年齢の給与収入（源泉徴収前、賞与も含みます。）

**加入開始年齢**

 歳  
※15歳～64歳の間で入力してください。

**掛金**

 円 / 月額  
※5000円から68000円の間で入力してください。

計算する

※1 掛金を毎月定額拠出した場合のシミュレーションです。  
 ※2 課税所得および掛金の増減はない前提とします。  
 所得税・住民税が課税されない方は、iDeCoに加入しても掛金の所得控除による税メリットはありません。また、自分以外の家族が加入する掛金を負担しても、税メリットを受けることはできません。  
 このシミュレーションはいくつかの質問内容から、iDeCoに加入した場合の税メリットを試算するものです。実際の税メリットとは異なることがあります。  
 ※3 中小企業主掛金納付制度が導入されている企業にお勤めの方で、掛金の所得控除額をご確認されたい方は、ご自身が拠出する予定の加入者掛金の額のみを入力してください。（事業主が拠出する掛金は所得控除の対象にはなりません。）  
 ※4 中小企業主掛金納付制度が導入されている企業にお勤めの方で、将来の積立総額をご確認されたい方は、ご自身が拠出する予定の加入者掛金と企業が上乗せ拠出してくださる予定の中小企業主掛金の合計額（合計額の上限は月額2万3千円）を入力してください。（この場合に算出される所得控除額は参考になりません。）



	iDeCo加入時	iDeCo未加入時
課税所得（所得税）※2	2,180,500円	2,360,500円
課税所得（住民税）※2	2,230,500円	2,410,500円
所得税額	120,550円	138,550円
住民税額 ※3	223,050円	241,050円

1年の軽減額

iDeCoによる所得税軽減額	18,000円	0円
iDeCoによる住民税軽減額	18,000円	0円
iDeCoによる税制優遇額	36,000円	0円

40年の軽減額

iDeCoによる所得税軽減額	720,000円	0円
iDeCoによる住民税軽減額	720,000円	0円
iDeCoによる税制優遇額	1,440,000円	0円
iDeCoの積立総額	7,200,000円	0円

※1 年収の14.39%として計算しています。  
 ※2 課税所得＝年収-給与所得控除-社会保険料控除-基礎控除とし、業数金額の処理はせず  
 に計算しています。  
 ※3 一律10%として計算しています。

もう一度計算する

結果を印刷する

# 確定給付企業年金の見える化の状況

- 企業年金や退職金を個人別に通知している例もある。

第9回企業年金・個人年金部会  
令和元年11月8日 参考資料1から抜粋

- 確定給付企業年金(DB)については、従来型の給付設計では資産残高を示すことが困難なものもあるが、個人ごとの仮想の積立金を積み立てていくような給付設計の場合などでは個々人の資産残高を計算することは可能である。
- DB、企業型確定拠出年金(企業型DC)、退職金などをあわせて個人別に通知している例もある。

## 例1

所属コード ALLTRN	私込(給与引去り)保険料合計
従業員番号 5000090E02	月払 53,350円 半年払 10,000円 年払 10,000円
氏名 ハンヨウジュウキョウイン イチタ 様	

老後の備え	制度名	加入有無	仮想個人 勘定残高	基準年月日
	確定給付年金	ご加入	400,000円	2012/01/10
	確定拠出年金	ご加入	5,000円	2012/01/10
	退職一時金制度		1,500,000円	2012/01/10

1. データのメンテナンスは、商品毎に異なりますので、各商品の「基準年月日」にご留意ください。  
2. 各詳細画面にご留意いただきたい点を記載しておりますのでご参照ください。  
3. 確定拠出年金については、個人情報提供に同意されていない場合、個人別管理資産額が「\*\*\*」表示しております。

企業のイントラネットでの表示例。

基準年月日におけるDBの仮想個人勘定残高、DCの個人別管理資産額、退職一時金制度のポイント累計額を表示。

## 例2

給与支払明細票			
給与		退職金 (毎年4月累積、1ポイント(P)=1万円)	
給与総額	*****	退職金ポイント	定年 ( )内は自己都合
基本給	*****	退職一時金(P)	****(*)
〇〇手当	*****	CB年金(P)	****(*)
社会保険料・税		DC年金	
控除額計		*****	当月末時点
社会 保険料	厚生年金保険料	*****	DC会社拠出
	健康保険料	*****	*****
	介護保険料	*****	DC従業員拠出
税	所得税	*****	*****
	住民税	*****	
現金支給額(円)		*****	

給与支払明細書の例。

給与や社会保険料・税のほかに、退職金やキャッシュバランスプランのポイント残高、DCの個人別管理資産の額等を表示。



## 6 諸外国における年金広報





## 諸外国の年金広報のあり方（EUにおける年金広報の方向性）

欧州保険年金監督機構(EIOPA)は欧州委員会(EC)に対して、EU領域全域における年金ダッシュボードを開発することを推奨している。

### 【欧州におけるペンションダッシュボード構築の目的】

○国民がすべての年金財源から予測される退職後の所得を理解し、退職後の所得が十分かどうかについて意識を高める必要がある。

### 【欧州におけるペンションダッシュボードの構築に向けた検討】

○欧州保険年金監督機構(EIOPA)は欧州委員会(EC)に対して、欧州委員会が3年に一度発行する高齢化、年金適正化、財政持続可能性報告書の指標と、民間が提供する職業年金および個人年金に関する指標を組み合わせたEU領域全域の年金ダッシュボードを開発することを推奨している。

【出典】 Technical advice on the development of pension dashboards and the collection of pensions data (2021) EIOPA  
(Best practices and performance of auto-enrolment mechanisms for pension savings (2021) EIOPA  
等に基づき、厚生労働省が作成。

# EU加盟国及びイギリスにおける年金ダッシュボードの構築状況

	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン	デンマーク
担当組織	Money & Pension Service (政府出資組織)	Union Retratie (政府出資組織)	ZfDR (政府出資組織)	minPension (政府民間共同出資)	F&P - Insurance & Pension Denmark (民間非営利団体)
根拠法令	Pension Schemes Act 2021年	portant réforme des retraites 2003年	Gesetz Digitale Rentenübersic 2021年	国と民間組織との コンソーシアム 契約	Insurance & Pension Denmark への加盟契約
運営経費	官民共同出資	Union Retratieに 加盟する年金団 体による出資	官民共同出資	官民共同出資	民間出資
構築状況	開発中	サービス提供中	試験運用中	サービス提供中	サービス提供中
表示範囲	公的年金 私的年金	公的年金 私的年金 (私的年金は契約状況の 表示のみ)	公的年金 私的年金	公的年金 私的年金	公的年金 私的年金
将来推計のための経済前提の規制	○ FRC(英国財務報告評議会) による規制	×	×	○ スウェーデン年金庁による規制 (一般的要因、インフレ、経済成 長、積立蓄期間中の資本利回り 投資収益に対する課税表示等)	○ 業界団体における自主規制 (様々な資産等級の期待収益、 予想変動率、投資費用等)

【出典】各年金ダッシュボード運営組織のウェブサイト等に基づき厚生労働省が作成。

# イギリスにおける年金広報・金融経済教育・年金教育の取り組み① ～イギリスにおける広報を担う組織体制～

## 【組織】



マネー・アンド・ペンション・サービス (MaPS) は、マネー・アドバイス・サービス、ペンション・アドバイザリー・サービス、ペンション・ワイズが統合された組織であり、国民に無料で、公平なファイナンシャルアドバイスを提供している。Financial Guidance and Claims Act 2018 (金融ガイダンスと請求に関する法律)。

## 【サービス内容】



マネー・ヘルパー・ペンションは、あらゆる年齢層の人々に、お金や年金に関する無料で公平なガイダンスを提供している。ヘルプライン (相談窓口) で問い合わせに応じるほか、ウェブサイト上でヘルプやサポート、ツールを提供している。



ペンションワイズは、50歳以上の国民を対象に確定拠出年金の受給方法について、ガイダンスを提供している。ガイダンスでは、年金の専門家が、受給方法についてどのような利点があるか、受給方法に応じた課税についての説明をうけることができる。

# イギリスにおける年金広報・金融経済教育・年金教育の取り組み②

## ～MaPSが提供するMoney Helper サービスの概要～

MaPSが運営するMoney Helperは、年金、働き方、住宅、家族の介護などファイナンシャルプランニングをするための多岐にわたる情報を、個別に提供するのではなく、集約し一体的に情報提供するサービスである。国民はホームページを通じた周知・広報に加え、オンラインや電話等を通じて公平なガイダンスを無料で受けることができる。

**Money Helper**

Benefits Everyday money Family & care Homes Money troubles Pensions & retirement Savings Work

Home > Contact us

### Free pensions guidance

**Get free guidance**

- Free money guidance
- Free pensions guidance

Our trained specialists can help work out what's right for you. Our help is impartial and free to use, whether that's online or over the phone. Whatever your query we're here to help. If we don't know the answer, we'll point you in the right direction of someone who does.

As an independent and impartial organisation, we do not have access to people's pension records, and we do not provide regulated financial advice.

**What's in this guide**

- Webchat
- Phone
- Web form
- Social media
- Book a Pension Wise appointment
- Unsolicited phone calls

### Webchat

Got a question? We'll point you in the right direction. You can start a [webchat online to talk to us live](#).

**Webchat opening hours**

- Monday to Friday, 9am to 5pm
- Saturday, Sunday and bank holidays, closed.

[Back to top](#)

### Phone

Need help with your pension? Call us for free and impartial pension guidance.

- Pensions Helpline: [0800 011 379\\*](#)
- From overseas: [+44 20 7932 2790](#)
- Helpline for the self-employed: [0345 600 7001](#)

\*Calls are free. We're committed to providing you with a quality service, so calls may be recorded or monitored for training purposes and to help us develop our services.

**Phone opening hours**

- Monday to Friday, 9am to 5pm
- Saturday, Sunday and bank holidays, closed.

[Back to top](#)

### You might be interested in...

- How to make a budget**  
The first step to taking control of your money is making a budget. It can help you stay on top of your bills and start saving.
- Auto-enrolment pensions**  
Employers are legally required to contribute to a workplace pension scheme for eligible employees.
- Help if you're struggling with debt**  
If you're struggling to keep up with bills and debt payments, don't worry – you're not alone. We help hundreds of thousands of people with similar worries every year.

**Free, impartial guidance on your pension options**

A telephone appointment with Pension Wise is free and offers impartial guidance about your defined contribution pension options.

[Book your appointment now](#)

**Pension Wise**

**Popular tools and calculators**

- Worried about debt?**  
Find out where to get free, confidential help now.
- Budget planner**  
Get in control of household spending.
- Mortgage calculator**  
A helping hand on the property ladder.

[All tools & calculators](#)

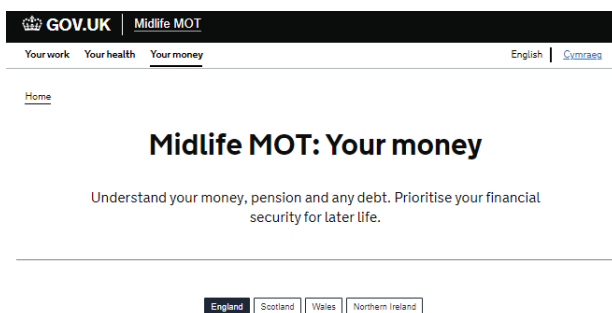
### Free money and pensions guidance

Our help is impartial and free to use, whether that's online or over the phone.

- Pension questions?**  
Get in touch. One of our pension specialists will be happy to answer them.
- Money questions?**  
Our team are available online or over the phone to explain what you need to know.

# イギリスにおける年金広報・金融経済教育・年金教育の取り組み③

イギリス雇用年金省が運営するMid-life MOTは、40代と50代の労働者を対象とした特設サイトである。この特設サイトは財務、スキル、健康状態を把握し、退職後の準備を改善し、経済的回復力を高めることを目的としており、特設サイトを中心として雇用年金省のジョブセンターを通じてサービスが提供される。雇用年金省のジョブセンターでは、スタッフが高齢の求職者と退職後の計画を検討し、雇用の課題を解決する方法を検討するだけでなく、求職者の収入と貯蓄を高める方法を検討するサービスが提供される。



## Money essentials



### Get a financial MOT

MoneyHelper provides impartial guidance that's backed by the government. Use the new Money Midlife MOT tool to help you with a full analysis of your financial situation including your savings, pension and any debt.

[Get a financial MOT on MoneyHelper](#)

### Find a retirement adviser

Getting an adviser when you are retiring can help you make the right decision for your specific personal situation. Use the MoneyHelper directory to find a regulated and impartial adviser to help you make the best decision about your retirement.

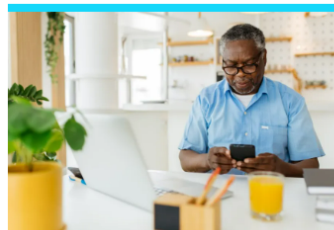
[Use the retirement adviser directory on MoneyHelper](#)

### Understand your personal budget

Use the MoneyHelper budget planner to document your income and expenses. Knowing the basics makes the more complex subjects easier.

[Plan your budget on MoneyHelper](#)

## Your pension



### Get the pension basics right

Find guides to pension basics, auto enrolment, State Pension and tax allowances in the pensions and retirement section of MoneyHelper.

[Explore pensions and retirement on MoneyHelper](#)

### Check your State Pension age

Find out when you will reach State Pension age, your Pension Credit qualifying age and when you will be eligible for free bus travel.

[Check your State Pension age on GOV.UK](#)

### Check your State Pension forecast

Find out how much State Pension you could get, when you can get it and how to increase it if you can.

[Check your State Pension forecast on GOV.UK](#)

### Find a past private pension pot

Get contact details to search for your own lost workplace or personal pension scheme, or for someone else's scheme if you have their permission.

[Find a past pension pot on GOV.UK](#)

### Self-employed? Get a pension review

Use this service from MoneyHelper if you are self-employed and need to assess your pension details.

[Get a self-employed pension review on MoneyHelper](#)

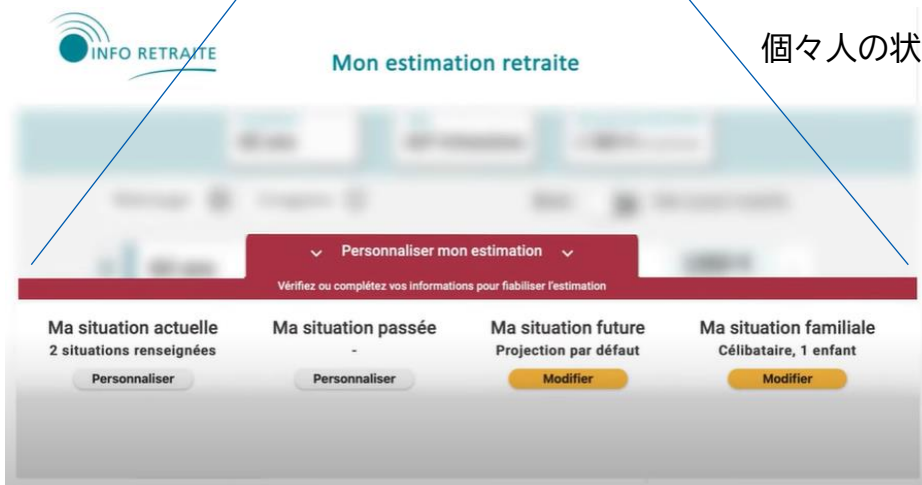
# フランスにおける年金広報・金融経済教育・年金教育の取り組み ～フランス版 ペンションダッシュボードのイメージ～

フランスではUnion Retraiteが提供する年金ダッシュボードでは、被保険者が加入する様々な公的年金制度で記録されたキャリア情報に基づいて公的年金額を試算することができる。※私的年金は契約状況の表示のみとなっている。

各年齢ごとの公的年金受給額の詳細



個々人の状況に応じた試算



# ドイツにおける年金広報・金融経済教育・年金教育の取り組み ～ドイツ版 年金ダッシュボードのイメージ～

ドイツでは年金保険組合（DRV）に設置されたデジタル年金概要中央事務所（ZfDR）が2023年6月から公的年金、企業年金、個人年金について一元的に表示することが可能なダッシュボードの構築が進められ、現在、一般国民に向けて試験運用を開始している。



【終身年金】

【有期年金】

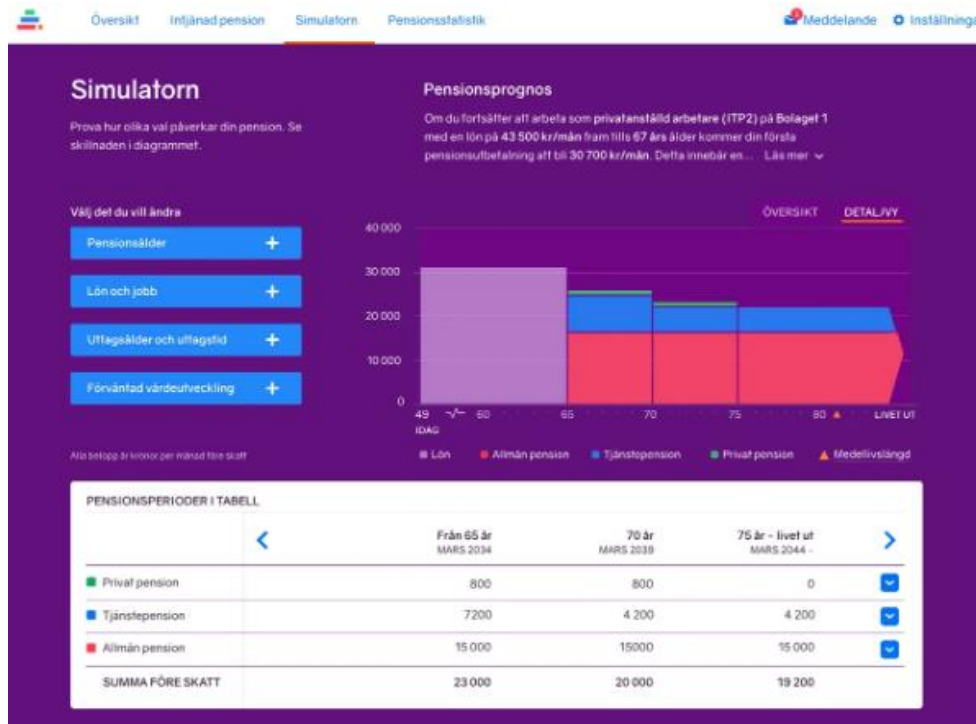
【一時金】

Lebenslange Rente ① Anzahl Ansprüche: 3		Zeitrente ① Anzahl Ansprüche: 1		Einmalzahlung ① Anzahl Ansprüche: 1	
Beginn 2038	3.510,00 € Monatlich	Von 2038 bis 2048	398,66 € Monatlich	In 2039	75.991,00 € Einmalig
Beginn 2039	532,52 € Monatlich				
Kapitalwert zur Verrentung ①					
In 2038	37.912,89 € Kapitalwert				

# スウェーデンにおける年金広報・金融経済教育・年金教育の取り組み① ～スウェーデン版 年金ダッシュボードのイメージ～

スウェーデンのminPensionが提供する年金ダッシュボードでは、公的年金、職域年金を一体的に表示可能なサービスが提供されており、年金毎に受給開始年齢を選択肢、将来の年金受給見込み額を表示することができる。

## <公的年金、職域年金を合算した試算結果>



## <各年金ごとの受給開始年齢の選択画面>

**Privat pensionsparande**

Tjänstepension

Alecta

- Alecta Optimal Pension - ITPK
- Alecta Optimal Pension - ITPK
- FTPK Alecta Optimal Pension
- FTPK Alecta Optimal Pension
- FTPK Alecta Optimal Pension
- ITP2 Ålderspension

FPK

- FTP
- FTPK ursprunglig

SEB

- Tjänstepension

Allmän pension

Pensionsmyndigheten

Inkomstpension

Uttagsålder: 60 år, 5 år

Uttagsålder: 62 år, Livsvarigt

Uttagsålder: 62 år, Livsvarigt

Uttagsålder: 62 år, Livsvarigt

Uttagsålder: 70 år, Livsvarigt

Uttagsålder: 67 år, Livsvarigt

Uttagsålder: 67 år, Livsvarigt

Uttagsålder: 62 år, Livsvarigt

Uttagsålder: 62 år, Livsvarigt

Uttagsålder: 65 år, 20 år

Uttagsnivå: 100%

Uttagsnivå: 100%

Uttagsställe 1: 5 200

Uttagsställe 2: 3 500

Medellivslängd: 85 år

Medellivslängd: 84 år



# スウェーデンにおける年金広報・金融経済教育・年金教育の取り組み② ～スウェーデンにおける年金教育教材～

スウェーデンでは、政府と民間組織の両方が、消費者が自分の家計について決定を下すためのより良い準備を確実にすることに関心を共有するため、The Swedish National Network on Financial Educationを運営している。このネットワークには市民の個人的な金融知識と意識を強化および向上させることを目的とし商業的影響のない金融経済教育を運営しており、年金教育も実施されている。このコンテンツでは、経済的脆弱性を持つ人々をサポートする専門家のためのコンテンツ、年金受給を計画している高齢者向けのコンテンツ、大学生のための年金教育に関するコンテンツが提供されている。

**Gilla din ekonomi - kunskap i privatekonomi**

**Privatekonomi**  
Vill du öka dina kunskaper i privatekonomi? Här hittar du kostnadsfri oberoende fakta och information som är framtaget för att hjälpa dig att navigera bättre i din privatekonomi.

**Kursdeltagare & lärare**  
Har du gått någon av våra kurser eller är lärare? Här hittar du användbart material.

**Nätverket**  
Bakom Gilla din ekonomi står Nationella nätverket för finansiell folkbildning. Här kan du läsa om vilka vi är.

**Vad vill du lära dig mer om?**

- Budget, betala & försäkra**  
Material för dig som vill lära dig mer om budget, betala och försäkra.
- Spara, investera & låna**  
Material för dig som vill lära dig mer om spara, investera och låna.
- Pension**  
Material för dig som vill lära dig mer om pension.
- Juridik i vardagen**  
Material för dig som vill lära dig mer juridik i vardagen.

**Pension**

Vad menas med pension? Hur länge måste man arbeta för att få full pension? Hur gör man en pensionsprognos? Oavsett vad du undrar över så berör pensionen oss alla. Här får du hjälp på vägen, så att du kan fatta genomtänkta beslut kring din pension genom hela livet och får den pension som passar bäst för just dig.

**Broschyr**

Här kan du läsa vår broschyr Pension. Broschyren innehåller bara fakta – ingen försäljning!

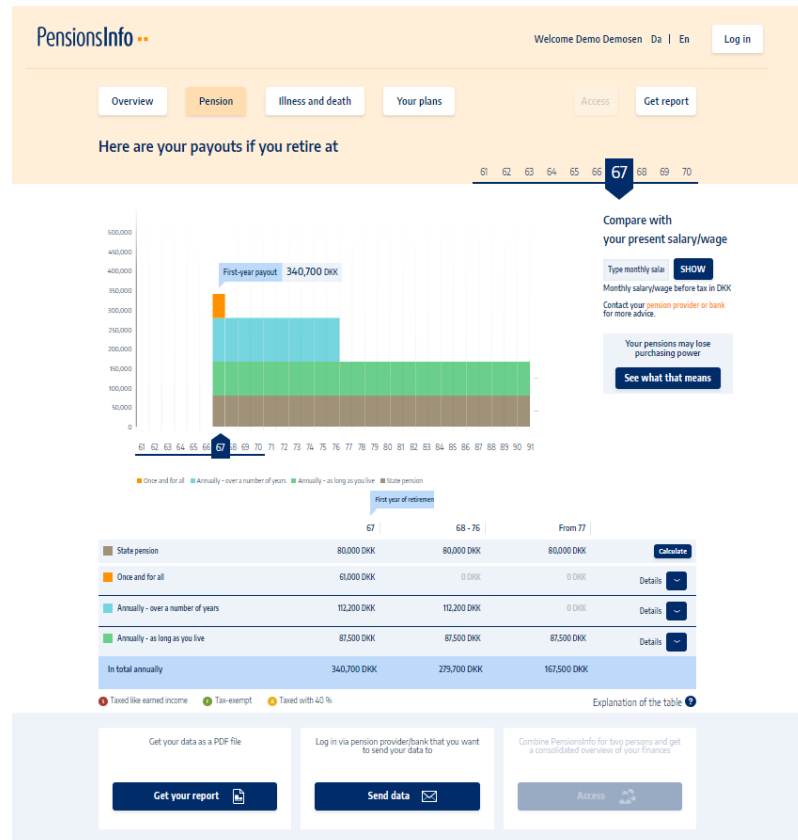
**Innehåll från broschyren**

- [Pensionstänk genom livet](#)
- [Dags att gå i pension](#)
- [Gör en prognos!](#)
- [När och hur ska jag välja?](#)
- [Byggeklossarna att hålla koll på](#)
- [Tio frågor om pension](#)
- [Den allmänna pensionen](#)
- [Ordlista](#)
- [Tjänstepensionen](#)
- [Sammanfattning](#)
- [Privat pensionssparande](#)
- [Länktips](#)
- [Ladda ner broschyren](#)

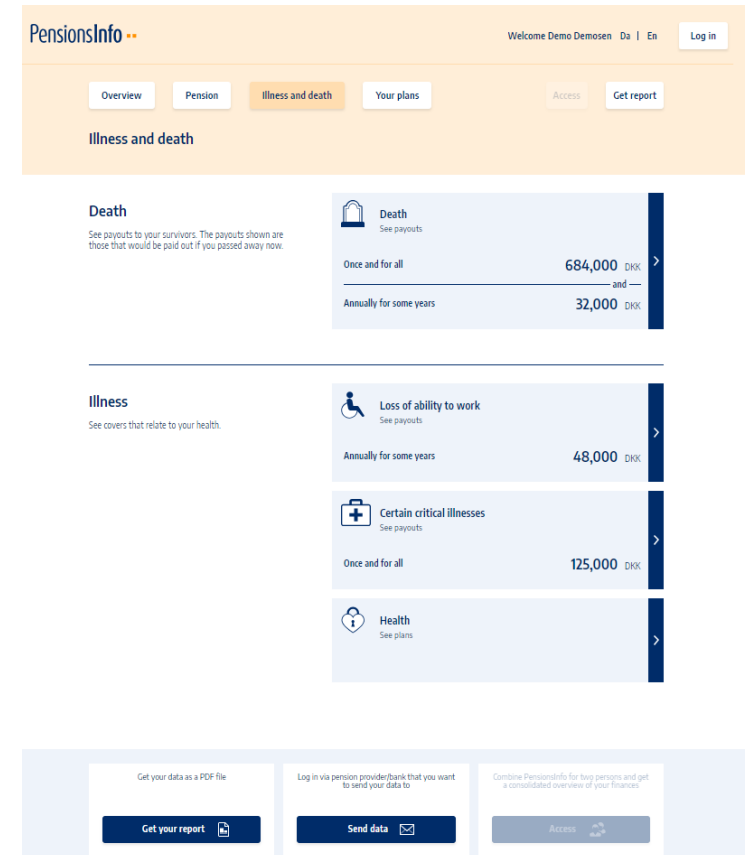
# デンマークにおける年金広報・金融経済教育・年金教育の取り組み ～デンマーク版 年金ダッシュボードのイメージ～

デンマークのPensionInfoが提供する年金ダッシュボードでは、スウェーデンのダッシュボードと同様に公的年金、職域年金、企業年金を一体的に表示可能なサービスが提供されており、年金毎に受給開始年齢を選択肢、将来の年金受給見込み額を表示することができる。

## ＜公的年金、職域年金、私的年金を合算した試算画面＞



## ＜遺族年金、障害年金シミュレーター＞



# (参考) アメリカにおける金融経済教育・年金教育の取り組み

アメリカ消費者金融保護局では、退職後の将来に備えることを支援するため、消費者教育の枠組みにおいて年金受給額の概算に加えて、年金受給の際に考慮すべきことを周知広報している。

**cfpb** Consumer Financial Protection Bureau

Search | Submit a Complaint

Consumer Education | Rules & Policy | Enforcement | Compliance | Data & Research | News

## Planning for retirement

Balancing debt, retirement income, and assets becomes even more important to your financial security as you age. We can help you prepare for the future.

**Before you claim**

The age you claim Social Security affects the amount of monthly benefits you'll receive. We'll help you think through this decision.

[Learn more](#)

**Your retirement income**

Deciding when to take social security and how to use your pension are some of the most important decisions you can make in retirement.

Protect your retirement pension

If you are considering a pension advance, follow these dos and don'ts.

[Learn more](#)

When will you claim Social Security?

The amount of your monthly Social Security retirement benefit depends on the age at which you claim.

[Learn more](#)

**About us**

We're the Consumer Financial Protection Bureau (CFPB), a U.S. government agency that makes sure banks, lenders, and other financial companies treat you fairly.

[Learn how the CFPB can help you](#)

**STILL HAVE A QUESTION?**

Call us if you still can't find what you're looking for. You can also submit a complaint about an issue with a financial product or service over the phone.

[Submit a complaint](#)

(855) 411-2372  
TTY/TDD: (855) 729-2372

**Your estimated benefits:**  
Select claiming ages on the graph to see how your estimated benefit changes.

Age 67 is your full benefit claiming age.

View estimated benefits as:  monthly income  annual income

By age 85, an average lifespan, your total benefits will be **\$421,632** (in today's dollars)

About your full benefit claiming age:

- It is based on the year you were born.
- At this age, you will receive your full benefit with no reductions.

Remember, claiming age here refers only to your Social Security retirement benefit, and not when you decide to stop working or apply for Medicare. [Where do these numbers come from?](#)

Claiming age	Estimated monthly benefits
62	~\$1,300
63	~\$1,350
64	~\$1,400
65	~\$1,450
66	~\$1,500
67	~\$1,550
68	~\$1,600
69	~\$1,650
70	\$1,952

**Step 2: Learn tips specific to your situation**

Picture your life in retirement to receive claiming tips.

Are you married?

Do you plan to continue working in your 60s?

Will your expenses decrease after you retire?

Do you expect to have additional sources of retirement income beyond Social Security?

Do you expect to live a long life?

## 7 我が国の年金広報に対する国際評価

# ISSA Good Practice Awardにおける年金広報活動の受賞について

2020年に実施した年金広報活動について、国際社会保障協会(ISSA)が開催する「ISSA Good Practice Award competition for Asia and the Pacific」で日本で初めて特別優秀賞（Certificates of Merit with Special Mention）を受賞し、本年2月23日に「ISSA Virtual Social Security Forum for Asia and the Pacific」において講演を実施した。

## 賞状



CERTIFICATE OF MERIT

ISSA GOOD PRACTICE AWARDS  
ASIA AND THE PACIFIC COMPETITION 2021

THE CERTIFICATE OF MERIT IS AWARDED TO:

MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE  
(KOSEI-RODOSHO), JAPAN

WITH SPECIAL MENTION

For Pension communication tools targeting the younger generation:  
On-site pension lessons at schools, Pension Manga and Pension Quiz Video

Geneva, Switzerland, 22 February 2022

*Marcelo Abi-Ramita Coetano*  
Secretary General

*Prof. Dr. Joachim Breuer*  
President



## Virtual Social Security Forum for Asia and the Pacific における講演



### Pension communication tools targeting the younger generation in Japan

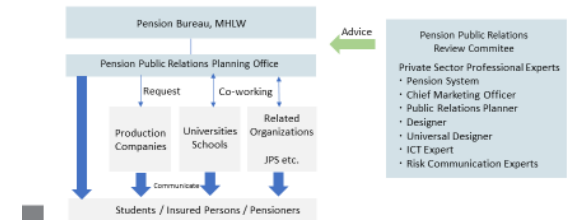
MIYOSHI Kei, Director  
KOGANEI Yui, Assistant Director  
KIKUCHI Hideaki, Section Chief for Pension Information Planning  
Pension Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW)  
Japan

www.issa.int  
#ISSAVSFAAsiaPacific



ISSA Guideline 12. Place of the communication unit in the institution  
ISSA Guideline 7. Communication and strategic planning

### Pension Communication Framework



slide 5



ISSA Guideline 25. Developing a social security culture

### Communication Policy Framework for Students

#### 1. Class room education

- Pension discussion meetings with students (Opening On-site pension lessons)



- Pension Communication Competition



#### 2. Development of study tools

Elementary School High and senior high school Senior Student and Adult



slide 7



# 受賞の対象となった広報活動について

今回のコンテスト応募及びフォーラムにおける講演では「年金広報検討会」の紹介や、「年金ポータル」「社会保険適用拡大特設サイト」、学生との対話集会の実施、「QuizKnock」との年金クイズ動画、学研との学習漫画を使った周知の取り組みなどを紹介し、これらの取り組みが国際的に評価された。

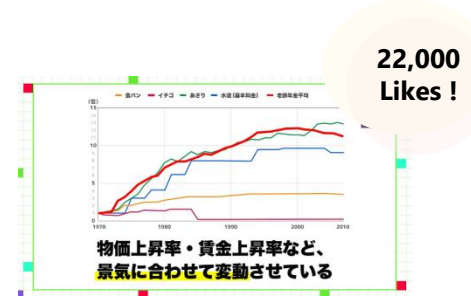
## 1 学生対話集会活動

### ■ 学生対話集会活動



## 2 年金広報コンテンツ

### ■ 年金クイズ動画



### ■ インフォグラフィクスを活用した年金教育教材



### ■ 年金学習マンガ



## 8 年金部会及び企業年金個人年金部会における 「議論の状況」

# 年金部会における年金広報・年金教育に関する主なご意見①

## (年金制度の意義に関する周知、広報)

- 平均寿命が伸長しており、今の若い世代は人生が長くなるため、年金に関する知識を十分に提供する必要がある。
- 公的年金の意義や役割、保険料、給付の種類なども含めて、正確な基礎知識をたくさんの人に持ってもらえるように発信しなければいけない。子供の頃から生涯を通じた年金教育の取組を進める必要がある。
- 経済実態や人口動態、家族の在り方といった下部構造に統合的な上部構造としての年金制度をつくる中で、今後、下部構造がインフレ的な状態に変わっていく場合には、賦課方式の年金制度は安心の源になり得る。

## (ライフプランと年金広報)

- 共働き世帯や単身世帯などが増加している現状に合わせて、もっとリアルな年金の給付水準を知る目安として、多様なライフスタイルを想定したパターンを提示する形で広報、政策決定を判断していくことが必要なのではないかと。
- 生涯を通じて、自分の公的年金・私的年金をどう形成し、どのように取り崩していくのか、いつまで働いていくのかということについて、多くの国民に分かりやすく伝える方法、より分かりやすく理解できる仕組みを検討すべきではないかと。
- 現在の現役世代は、より多くの女性が厚生年金に加入し、男性も加入期間が延びていく見通しであることから、若い世代に対しては、厚生年金に加入し、より長い期間働くことで、自分たちの年金を増やしていけるという見通しをしっかりと示していく必要がある。
- 年金は本来、心理的・社会的にセーフティネットとして機能すべきものであるが、若者には年金に対する漠然とした不安がある。将来のことは自己責任だと思い、年金制度に関心を持っていない若者に向けて、将来どういう働き方をしたら年金額をいくらもらうのか、具体的な数字で示すことで、自分のライフステージを描きやすくなるのではないかと。
- 年金ならではの価値も含めて広報していくと、例えば繰り下げ受給に関しても、またその利用が変わってくるのではないかと。いつ死ぬか分からないから早くもらうというのではなくて、今をどのように生きて、未来をどのように保障するのかという視点で考えられるような広報も検討すべきではないかと。
- 企業年金は金融経済教育推進機構の中になんか包摂されるような流れになっているのではないかと。お金というのは全部一つのものとしてまとめて教えてあげないと、生きるための知恵として、あるいはスキルとしてなかなか定着しないと感じる。金融サイドから老後に向けた資産形成に割とフォーカスを置いた教育の試みが強まっていく中で、この流れに社会保険・社会保障の側もうまく乗るのが一つの方法ではないかと。



## 年金部会における年金広報・年金教育に関する主なご意見②

### (年金教育)

- 公的年金の意義や役割、保険料、給付の種類なども含めて、正確な基礎知識をたくさんの人に持ってもらえるように発信しなければならない。子供の頃から生涯を通じた年金教育の取組を進める必要がある。
- 社会保障の理解を深める主権者教育や自分の資産形成やライフプランを考える金融教育など、より具体的な数字が理解できる教育をすすめる必要がある。
- 生涯を通じた年金教育の取組に新入社員や社会人の若手社員の取組をツールやコンテンツなどで加えていただきたい。確定拠出年金の企業型を導入している会社では、公的年金制度に触れる時間は投資教育の中にあまりないと思われるので、公的年金の意義や役割、こういう給付があるということを年金・社会保険含めて確認してもらう機会は必要である。
- 年金制度も今の子どもたちにも当然、将来関わるものである。子どもや若者も年金制度に関する議論に参加するような場をつくる必要があるのではないかと、政府の広報の資料や教科書などを見てもらって、どういうところが具体的に分からないのか、意見をもらうような機会があると良いのではないかと。

### (被用者保険適用拡大広報)

- 被用者保険に加入することの意義をしっかりと伝えていく必要がある。
- 予言の自己実現によって人々が就業調整をしている状況をなくす必要があるという方向で全世代型社会保障構築会議はまとめられていて、被用者保険に加入することの意義をしっかりと伝えていく広報の重要性を強調している。
- 就業調整による年金額への影響について、年金を受給する場面になって気づいても遅いため、年金制度を正しく理解するための周知啓発をさらに強化すべきではないか。
- 適用拡大に関する年金広報の取組みについて、好事例の収集とか、検討会を通しての広報コンテンツの作成、継続的な広報、啓発活動の展開といったものを行っていく必要がある。
- 広報・周知を進める上で、データを上手に利用し自ら情報を知ることができることも重要な要素ではないか。そのことを通じて制度への誤解が解けたり、あるいは本来不要な就労調整について気づきを経て就労調整の行動が変わってくるなど人々の行動変容につながったりすることも可能性としてはあるのではないかと。
- 日本年金機構や厚生労働省の様々な広報について個々の国民に対するものだけではなくて、事業主にも使ってもらい、事業主と労働者の対話の材料になるためのプラットフォームを提供するものというコンセプトを持つべきではないか。
- 3号という選択がライフプランニング上のリスクを伴うこともあるのだという理解も浸透してほしい。

## 年金部会における年金広報・年金教育に関する主なご意見③

### (公的年金と私的年金の連携)

- 生涯を通じて、自分の公的年金・私的年金をどう形成し、どのように取り崩していき、いつまで働いていくのかについて、多くの国民に分かりやすく伝える方法を検討すべきではないか。【再掲】
- 生涯を通じた年金教育の取組に新入社員や社会人の若手社員の取組をツールやコンテンツなどで加えていただきたい。確定拠出年金の企業型を導入している会社では、公的年金制度に触れる時間は投資教育の中にあまりないと思われるので、公的年金の意義や役割、こういう給付があるということを年金・社会保険含めて確認してもらう機会は必要である。【再掲】

### (デジタル技術の活用)

- 広報・周知を進める上で、データを上手に利用し自ら情報を知ることができることも重要な要素ではないか。そのことを通じて制度への誤解が解けたり、あるいは本来不要な就労調整について気づきを経て就労調整の行動が変わってくるなど人々の行動変容につながったりすることも可能性としてはある。

### (障害年金と広報)

- 障害がある人や世帯の生計を支えている人を亡くした人も保障を受けられるという年金制度の仕組みを知っている人は約半数であり、受給すべき人が確実に受給できるよう、例えば、精神障害を有する方への対応なども含め、引き続き、日本年金機構と連携した周知活動の強化が必要。
- 障害年金については、非常に込み入った制度になっている部分があるが、国民の皆様は何らかの安心感を提供できるような取り組みが必要ではないか。

# 企業年金・個人年金部会における年金広報・年金教育に関する主なご意見

## (公的年金・私的年金の連携)

- 公的年金と相まって、私的年金が活用されていくことが重要であり、以下の点について公的年金・私的年金の連携が必要ではないか。①公的年金及び勤務先の退職金によってどの程度老後の所得が確保できるか、②自分で何か備えようと思ったときに、どんな制度とか手段があるのか、③実際それを利用しようと思ったときに利用する上で必要な情報を適切に提供することが老後不安の解消のために必要ではないか。

## (公的／私的を合わせた制度周知・個人の年金状況の見える化)

- 国民年金や企業年金について制度の周知を図るとともに、個人が自身の必要な情報にアクセスしやすいよう、取組を進めてはどうか。
- 資産形成手段について個々人の現在の状況を「見える化」する仕組み(年金ダッシュボード等)の検討についても議論が必要である。
- iDeCoの資格区分や限度額区分の簡素化については、公平性とトレードオフの関係にある。自身に必要な情報にアクセスしやすいようにする取組を同時に推し進める必要がある。例えばマイナポータルへの情報集約により、資格区分や限度額が一目で分かるような仕組みを検討しても良いのではないか。
- 公的年金と相まって国民の老後所得を確保していく趣旨の仕組みである上、公的年金での取組はかなり進んできている状況。そのため、既にできているプラットフォーム、これからできる企業年金プラットフォームも含めて、公共性の高い機関でつくられるものを、ユニバーサルに、国民が使いやすい形にしていく方法が望ましいのではないか。

## (年金教育)

- 私的年金とか企業年金についても公的年金と一体の形で周知広報に力を入れていったらどうか。